

午後1時1分 開議

副議長（市道浩高君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成15年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番 松本雪美君、13番 稲留照雄君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、付託議案第7号 平成14年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第2、付託議案第27号 平成14年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上21件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成14年度泉南市各会計決算認定21件に関し委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 井原正太郎君。

決算審査特別委員長（井原正太郎君） ただいま議長より報告の旨の御指名を受けましたので、これより去る9月定例会におきまして本決算審査特別委員会に付託を受けました平成14年度大阪府泉南市一般会計決算を初めとする各会計21件の決算審査につきまして、その経過の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、本決算審査の結果につきましては、皆様方のお手元に御配付しております委員会審査報告書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査におきましては、過日の10月14日から16日までの3日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと本決算審査特別委員会を開催し、各分野において慎重なる審査を行いました。

また、その審査に際しましては、各委員から広い範囲から熱心なる審議があり、その質疑応答の内容につきましては、お手元に御配付いたしております決算審査特別委員会会議録のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

つきましては、私の報告は各議案における質疑部分についての報告を省略させていただき、討論・採決に関する御報告とさせていただきますので、その点あらかじめ御了承願います。

それでは、まず初めに、討論のあった各会計について順次報告を申し上げます。

そのうち、討論のあった会計につきましては、一般会計並びに各財産区会計についての討論がありました。

まず、一般会計の討論の中にあつては、まず財政の破綻のしわ寄せをし、そのツケを市民に押しつける冷たい執行になっており、この決算については反対であるとの反対討論がありました。

片や財政収支を見ると、単年度収支において約4億7,800万円の赤字であり、前年度に比し3億3,600万円が増加し、平成10年度以降の累積赤字額が7億8,500万円となり、財政運営が年々厳しい状況となっている中で、その財政の弾力性を示す経常収支比率においても前年度より4.1ポイント悪化し104.8ポイントになったことは、地方財政が全般的に悪化しているとはいえ残念なことであり、依然として厳しい本市の財政状況を打開すべく格段の努力が求められているところであるが、その中であつて歳入については、自主財源の大半を占める市税については、長引く景気の低迷等を反映し前年度に比べ調定額が減少したことにより約5億9,000万円減少するなど、その確保については非常に厳しいものがあるが、その中で市税の徴収率については前年度より0.13%増加し、厳しい財政状況下にあつてその向上に努力されていることは評価することでありました。

しかしながら、滞納繰越分のうち私債権の劣後している物件については、次年度以降税収確保の観点から処分方法の検討も必要ではないかとのことでありました。

さらに、歳出については、人件費等の義務的経費が増加し、財政の硬直化が進んでいる状況にあるが、その中であつて福祉面においては、高齢化社会に適切に対処するため高齢者の社会参加への支援などの取り組み方策等をまとめた老人保健福祉計画の策定や街かどデイサービス事業の実施、

総合福祉センターの運営など各種サービスの施策が展開され、福祉施策の推進が図られ、また、市民の健康づくりとして保健センターを中心とした市民の健康管理推進のための保健対策、乳幼児通院助成対策の年齢対象の引き上げなど、医療の充実を図るため施策が拡充されていることを評価するところであるが、高齢者を初め弱者への対応の充実と、また安心・安全な乳幼児施策の推進が図られることを望むものであるとのことでありました。

次に、生活環境面においては、市民の交通手段の1つとしてコミュニティバスの本格的運行、また、生活に密着した基盤整備事業としての砂川榎井線や市場長慶寺線の道路新設改良事業に8億、下水道整備充実のために13億5,600万円の繰り出しなど、市民の利便性の向上が図られており、また教育面においてはコンピューター教室の改造工事等、コンピューターの購入、小学校、中学校、幼稚園の施設整備事業に1億6,000万円、そのほか放課後の児童健全育成事業として留守家庭児童会の新設等の児童・生徒の教育環境の向上に努力されており、さらには文化・社会面の充実を図るために図書館、公民館、文化ホールを通じて各種事業を展開されているところであるが、その中において、伝統文化など市民ニーズを十分把握し、より効果のある事業展開を図る必要があると思慮するが、以上の観点から、歳出については幅広い市民ニーズを取り入れた施策、事業が展開されていることについては高く評価をするところであるが、委託料等の契約行為においては一部随意契約とされ、業種等によってはやむを得ない場合もあると思慮するが、契約の公平性、公正性の点からも、また経費節減の点からも、原則的には競争入札による方法を執行されんことを付言しておきたいとのことでした。

さらに、今後の本市の行財政を取り巻く環境は今以上に厳しくなることが予想され、多様化する行政需要に的確に対応するために財政健全化計画を逐次遂行し、財政収支の改善と財政構造の改革を達成されんことを願い、平成14年度一般会計決算について賛成するものであるとの討論があり、その後の採決の結果、賛成多数をもって原案どお

り認定可決されました。

次に、樽井財産区会計決算を初めとする各財産区会計決算13件について、反対討論として、まず樽井財産区会計に対しては、本市以前の町の時代より樽井財産区については不当・不法な管理実態にあつては特別調査委員会でも明らかになっているところであるが、それ以降については一定の進展があつたとはいえ、樽井区の恣意的な管理・運営であることは、境界明示や訴訟に見られるようにいまだにきっちりとした管理がなされているとはいいがたいところであり、過去幾多の問題が生じ、今なお払拭されていないとのことであり、また他の財産区会計12件についても財産区でない財産区的扱いについても同様であり、特定の地域のみ有利なあり方が問題であると言わざるを得ないとのことであり、財産区のない地域についてもそういった配慮のあり方が今後問題にならうかと思慮するが、その財産の財源の一部でも他の財産区のない地域への配慮があつてしかるべきであり、その方法がいまだに確立されていない現状においては反対せざるを得ないとの討論があり、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

なお、ただいま申し上げました14議案を除くその他の7件の各会計決算については、いずれも討論がなく、全会一致をもって原案どおり認定可決されました。

以上が本特別委員会に付託を受けました平成14年度泉南市各会計決算21件に対する審査並びに結果であります。

甚だ簡単でございますが、私の方からの御報告とさせていただきます。以上であります。

副議長（市道浩高君） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより一括して21件の会計について、順次討論に入ります。

そのうち、まず付託議案第7号 平成14年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算について討論を行います。討論はありますか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 今提案されました付託議

案第7号、平成14年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

2002年度の一般会計は、不況で苦しむ市民生活にかかわる予算を切り捨てる一方、空港関連事業として進められてきた大型公共事業や同和優先の姿勢を改めなかったことであります。その結果、2002年度末では借金が231億6,500万円となりました。赤字の穴埋めに積立金の9億円を取り崩したのにもかかわらず、赤字は7億8,500万円、市税の徴収率は82%と府下最低、前年度比で約5億9,000万円の収入減、市税の滞納は欠損処理された2億2,000万円も加えて総額で20億2,597万円となり、前年度より2億円以上もふえています。滞納処理額は14%とわずかで、努力の跡は見えません。また、滞納者の中には1,000万円以上が28件、500万円以上は27件もあり、高額滞納者には相変わらず甘い姿勢は改められませんでした。

また、財政状況の基準となる経常収支比率は過去最悪の104.8%、府下で6番目です。市長は8カ月前に立てた財政健全化計画の失敗を認めず、財政悪化の原因について、予測できなかった退職者増や税収不足だと、このように言っていますが、構造不況のもとで市民がどんなに苦しい生活を強いられているか無視して進めてきた2002年度は、財政見通しの甘さにあること、特にむだを省いて市民生活を守る立場ではなく、緊縮だけを強いる冷たい市政運営が大きな赤字をつくり出したと言えるのではないのでしょうか。

また、同和更生貸付事業も、同和終結を迎えているのに、ほんのわずかの返済だけで焦げついた額は5,000万円以上が未回収となっていることも見逃せません。

さて、歳出面を見てみますと、相も変わらず税金のむだ遣いが続けられたことです。農業公園には、またこの年も4億3,000万円の用地買収をしました。27億円から25億円に計画は見直されましたが、今後、管理・運営に年間5,000万円も必要となること、PFI方式で運営・管理は民間委託にと募集したのにもかかわらず申し込みはないなど、開園の見通しもないのに市は事業転

換の方針も示しませんでした。

また、2002年の3月31日、同和特別対策が終結したのに、人権教育と名を変えて3,869万円も使われています。こうしたむだ遣いを改めてこそ、厳しい財政状況であっても市民生活が守られたはずであります。

さて、一方では福祉、教育、暮らしを削り、市民負担を押しつけてきました。一番弱い立場の寝たきり老人や障害者、母子家庭への見舞金や給付金を廃止・削減し、4,000万円も市民負担を押しつけました。学校施設の老朽化を放置したまま就学援助費を引き下げ、父母負担増を押しつけました。

生活道路維持費も昨年に比べ1,900万円も削減されたために、市道は改修も十分できない、防犯灯は昨年に比べ24カ所も減らされました。

さらに、公園管理費は100万円もカットし、市民に迷惑をかけています。市は470万円もかけて緑の基本計画を策定したのに、緑を守ることにはお金をかけないということはどうでしょうか。空港島からの配分金もりんくう南浜のテニスコート建設費に使い、緑化基金として積み立てながら当初の目的から外れる形で使われました。あげくの果て、2億8,000万円もかけた牧野公園などに見られるように、議会から草が伸びていることなども指摘され、そしてやっと草刈りをする。さらに、りんくう南浜公園など枝払いや草刈りの費用も十分でない中で、ボランティアの人に甘えたままです。砂川奇勝公園はいまだに放置され荒れ放題だと、市民からも怒りが発せられました。

また、市が市民に多大な迷惑をかけた市営3住宅の払い下げにかかわる訴訟が和解成立をした年です。長い間の住民の苦しみを思うと、8,000万円の和解金の支払いは当然のことです。市がこれまで費やした額は裁判の費用や和解金を含めて1億円以上に達しており、このことにかかわった職員の苦労も並大抵ではなかったことだろうと思います。市は当初からの住民の声を真剣に受け止め正しく誠実に対応しておれば、これだけの費用も労力も費やさずに済んだのと思うと、市長の強硬な姿勢のもとで起こったこの事件は残念でな

りません。

さらに、この年、当議員団が署名活動にも取り組み、市民の要望を市政に届ける中で、やっとこれを市も受け入れて、コミュニティバスさわやか号がスタートしたことで多くの人々に喜ばれた年であります。しかし、午前2回、午後2回の4コースでは利用者へのサービスは不十分、もっと便利にしてほしいとの声がいっぱいです。停留所の増設など少しは改善されましたが、基本的には阪南市や泉佐野市のようにバスの台数をふやさない限り、逆回りコースの設定や市民の要望にこたえることはできません。今後の市の対応に期待するところであります。

以上、日本共産党議員団を代表して2002年度一般会計決算の反対討論といたします。

副議長（市道浩高君） ほかに。 巴里議員。

2番（巴里英一君） それでは、平成14年度の一般会計決算について賛成の立場から討論いたします。

まず、平成14年度の財政収支を見ますと、単年度収支は約4億7,800万円の赤字で、前年度に比較して3億3,600万円増加をしております。平成10年度以降の累積赤字額は約7億3,500万円となります。財政運営が年々厳しい状況となっております中で、財政指数を見ましても、その弾力性を示す経常収支比率は前年度より4.1ポイント悪化し104.8ポイントとなったことは、地方財政が全般に悪化しているとはいえ、まことに残念なことであります。依然として厳しい本市の財政状況を打開すべく、格段の努力が求められているということであります。

具体的に歳入面ではありますが、先ほど申し上げました自主財源で大半を占める市税については、長引く景気の低迷等を反映し、前年度に比較して調定額が減少したことなどにより約5億9,000万円減少するなど、その確保については非常に厳しいものがあると言えます。また、毎年議論されております徴収率については前年度よりも0.13%増加し、厳しい財政状況下にあつてその向上に努力されていることについては、評価するところであります。

しかしながら、滞納繰越分のうち私債権の劣後している物件については、次年度以降の税収確保の観点から処分方法の検討も必要ではないかと、先ほど私が申し上げたとおりであります。

一方、歳出におきましては、人件費等の義務的経費が増加し、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。まず福祉面では、高齢化社会に適切に対処するため、高齢者の社会参加の支援などの取り組み方あるいは方策等をまとめた老人保健福祉計画策定や街かどデイサービス事業の実施、総合福祉センターの運営など、各種サービスの施策が展開され、福祉施策の推進が図られているところであります。

次に、市民の健康づくりとしては、保健センターを中心とした市民の健康管理推進のための保健対策に6,000万円、乳幼児通院助成対策年齢対象の引き上げなど6,800万円等、医療の充実を図るため施策が拡充されていることを評価するところでありますが、高齢者を初め弱者への対応の充実、また安心・安全の乳幼児施策の推進を図られることを切に望むものであります。

次に、生活環境面で市民交通手段の1つとなっているコミュニティバスの本格的な運行に2,700万円、また生活に密着した基盤整備事業として、砂樫線や市場長慶寺砂川線の道路新設改良事業等に8億円、下水道整備充実のための特別会計に13億5,000万円の繰り出しなど、市民の利便性の向上を図られております。

次に、教育面ですが、コンピューター教室改造工事等、コンピューターの購入、小・中・幼の施設整備事業などに1億6,000万円、また放課後児童健全育成事業として信達小学校に留守家庭児童会の新設1,750万円等、児童・生徒の教育環境の向上に努力をされております。

さらに、文化・社会面の充実を図るため、図書館、公民館、文化ホールを通じて各種の事業が展開されているところであります。伝統文化など市民ニーズを十分把握し、より効果のある事業展開を図る必要があるかというふうに思います。

以上述べたように幅広い市民ニーズを取り入れた施策が展開されており、高く評価するところでありますが、決算全般を通して感じますことは、

委託料等の契約行為において一部随意契約されている事業が見られることであります。これは、業種等によってはやむを得ない場合もあるかと思いますが、契約の公平性、公正性の点から、また経費節減の点からも、原則的には競争入札による方法で執行されんことを付言しておきたいと思えます。

そういった意味では、決算委員会での市長の答弁を了とするものであります。

最後に、本市の行財政を取り巻く環境は、今以上にますます厳しくなることが予想されます。多様化する行政需要に的確に対応するためには、財政健全化計画を随時遂行し、きちっと遂行しながら立て直すということを求めていきます。財政収支の改善と財政構造の改革を達成されんことを願って、平成14年度一般会計決算に賛成するものであります。

以上であります。各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

副議長（市道浩高君） ほかにありませんか。

以上で一般会計決算に対する討論を終結いたします。

次に、一般会計決算を除く他の20件の各会計決算について一括して討論を行います。討論はありませんか。 巴里議員。

22番（巴里英一君） 議長から指名を受けましたので、議案第8号、樽井財産区会計決算、9号以下財産区的財産としての取り扱いで処理されております20号までの別所財産区会計決算に至るまでの以上13件について、反対の立場で討論いたします。

泉南市以前の町の時代より、この樽井財産区については不当・不法な管理実態にあったことは、98年度調査特別委員会でも明らかになったところであります。それ以降は一定の進展があったとはいえ、樽井区の恣意的な管理・運営であることは、境界明示や訴訟にも見られますように、いまだにきちとした管理がなされているとはいいたいところであり、過去幾多問題が生じ、今なお払拭されてはおりません。

また、9号以下の12件の財産区でない財産区的扱いにも同様、特定の地域のみ有利なあり方

に問題があると言わざるを得ません。財産区の所有しない地域において、そういった意味での配慮のあり方が今後問題になるかというふうに思います。そういった意味での行政手腕の発揮をされんことを願うものであります。

答弁においては、その財産の財源の一部でも他の財産のなき地域の配慮があつてしかるべきと思われませんが、その方法がまだ確立してない現状において反対せざるを得ません。

行政は財産区のない区に対しても公平な行政を図るといった答弁がないのは、残念であります。本来であれば、財産区のあり方そのものを根本的に見直していくということが、議会あるいは行政と相まって論議すべき問題であります。いまだそのことが明確にされていない。よって、反対いたします。ありがとうございました。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

以上で本20件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成14年度各会計決算認定21件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第7号 平成14年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（市道浩高君） 起立多数であります。よって付託議案第7号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第8号 平成14年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定から付託議案第20号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計歳入歳出決算認定までの以上13件の各財産区会計を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本13件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

副議長（市道浩高君） 起立多数であります。よって付託議案第8号から付託議案第20号までの各財産区会計13件については、いずれも委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、ただいま採決いたしました14件の会計を除くほかの会計7件について、これより一括して採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本7件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって、付託議案第7号から付託議案第20号までの14件を除くほかの付託議案7件の各会計決算認定については、いずれも委員長の報告のとおり、原案どおり認定可決することに決しました。

次に、日程第23、泉南監報告第14号 例月現金出納検査結果報告から日程第24、泉南監報告第15号 例月現金出納検査結果報告までの以上2件を一括議題といたします。

本2件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 巴里英一君。

監査委員（巴里英一君） 議長の許可を得ましたので、ただいまから平成15年8月、9月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成15年8月分は平成15年10月2日に、平成15年9月分は平成15年10月28日に、井上監査委員と私が検査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査結果報告といたします。

副議長（市道浩高君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 井原議員。

1番（井原正太郎君） 巴里監査委員の報告の中で、特にこの8月、9月の監査の中で、提案ということで重要なことを提案されております。内容においては、市役所本庁舎及び職員駐車場は現在のところ無料で開放されており、経営資源を有効に活用しているとは言えない、駐車場は原則有料とし、短時間利用者、業務都合等の場合には無料とする施策を提案するというふうなことで提案されております。監査委員の方としては、この提案に対してその後一定の報告をいただいております。どうか、お尋ねいたします。

副議長（市道浩高君） 巴里議員。

監査委員（巴里英一君） 井原議員から監査報告の提案内容で質問がありました。皆さんのお手元にあるかと思いますが、毎回、監査報告の中で、以前にも堀口議員からありましたが、提案ということで、行政の改革に寄与するための方向あるいは財政に寄与するための方向を監査委員として提出といえますか、提案をしております。この提案については、今議員が御指摘という御披露のとおりであります。

この問題につきましては、執行権がある行政、市長ですね。市長がこのことをどう執行するかどうかは、今後の監査の中身で判断するというところで、現段階ではそのことが具体的に執行されたということは、寡聞にして聞いておりません。

以上です。

副議長（市道浩高君） ほかにありませんか。

以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告2件の報告を終わります。

次に、日程第25、選挙第6号 泉南市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） お諮りいたします。本件に関する選挙の方法については、地方自治法第1

18条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。泉南市選挙管理委員会委員に、南 健君、金田辰之君、赤井成幸君、城野美知子君の以上4名を、続いて同補充員には、籠谷吉三郎君、中筋三郎君、三宅伊津子君、奥俊光君の以上4名をそれぞれ指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました南 健君、金田辰之君、赤井成幸君、城野美知子君の以上4名の諸君が泉南市選挙管理委員会委員に、続いて、籠谷吉三郎君、中筋三郎君、三宅伊津子君、奥 俊光君の以上4名の諸君が同補充員にそれぞれ当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしましたとおりの順位といたします。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第26、議案第1号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市教育委員会委員の任命につきまして御説明を申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。辻野治孝氏は、平成15年12月24日をもって任期満了となりますが、同氏を教育委員会委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第27、議案第2号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市公平委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。泉南市公平委員会委員の磯野英徳氏は、平成15年12月23日をもって任期満了となりますが、同氏を公平

委員会委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の同意を賜りますようお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 大森議員。

4番（大森和夫君） この公平委員会の中身を簡単に説明していただきたいのと、今まで何件くらい、ここに持ち込まれた案件というんですか、そういうのがあるのか。それから、その中身、特徴的なものがあれば教えてください。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） まず、公平委員会の中身でございますけれども、これにつきましては、法律は地方公務員法で規定されておりまして、その第8条第2項に規定されておりまして、これは職員の給与と勤務時間あるいはその他勤務条件に関する措置の要求審査あるいは判定ということ、それと職員に対する不利益な処分についての不服申し立て、これに対する決定とか、こういった分がございまして。そして、これが公平委員会の権限ということになっております。

あと、最近事例があるのかということですけども、こういった審査でありますとか判定あるいは裁決、決定した案件については、最近はないということをお聞きしております。

以上です。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 公平委員会に寄せられた審査につきましては、特に最近ではございません。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 最近にないということは、1つはそういう問題がないということでもいいという見方もできるでしょうし、もう1つは門戸は十分開かれてるのかという心配もあるわけです。その両面から見てどういう判断をされてるかだけ、お答えください。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そういう案件がないということは、特に我々としては問題ないというふうを考えております。

副議長（市道浩高君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第28、議案第3号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるにつきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。人権擁護委員であります藤田小夜子氏は、平成16年1月31日をもって任期満了となりますが、同氏を人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書11ページにお示ししているとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御了承賜りますようお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） 本件に関し御意見等ありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 藤田小夜子さんはいろいろなボランティア活動なんかもされていたり、いろいろ行政の仕事に協力をしてくれているということ



では、ほんとに日ごろよくやってくれているということでは感謝するところでありませうけれども、昭和12年生まれといいますが、かなりお年ももう60を過ぎていらっしゃる、もう70近い状況に70歳ですかね。66歳……。

まあ、お年もいっておられるということですが、そういうことを含めて、年齢とか、それからいろんなボランティア、いろんな行政の協力者ということであるのやっておられますから、そういう点では、幾つかやっておられるということで、たくさんお願いし過ぎて大変な御迷惑をかけてるという部分が発生しないのかという心配もありますし、そういうことで選んでいく基準と、それから考え方、市が示している基準ですね。それから人権擁護委員さんの仕事の内容。この間、特別にどういう仕事があったのかということでも知らしていただきたいということと、それから地域別に見ますと何人委員さんいらっしゃるのかな。いらっしゃる中で人権擁護委員さんがどういう地域から選ばれてきているのかということなどもお答えください。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の基準について、私の方から御答弁申し上げます。

本市の行政委員の場合には、新任については原則として65歳以下の方でお願いしようというふうにしております。再任の場合は、任期満了時の年齢が80歳を超えないものとするというふうにいたしております。

これが市の行政委員の場合でございますが、人権擁護委員の場合は、推薦の基準、考え方というのがございまして、その中では、新任の人権擁護委員さんを推薦する場合には65歳以下の人をお願いしたいと、こういうことが1点。それと、再任委員の場合には75歳未満の方でお願いしたいと、こういうことが人権擁護局長から来ております。

したがって、今回の藤田さんについては、もちろんその範囲内の方でございますので、特に問題はないというふう考えております。

副議長（市道浩高君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 次に、本市におけ

る人権相談の件数でございますが、平成13年度には18件でございます。平成14年度、昨年は15件ということになっております。

続きまして、本市の人権擁護委員の委託状況でございます。本市は定員が6名でございます。そのうち、樽井地区1名、新家地区1名、鳴滝地区1名、岡田地区1名、男里地区1名、信達地区1名というようになっております。以上6名でございます。

以上です。

副議長（市道浩高君） 松本議員。

11番（松本雪美君） お仕事の内容とか、それから市民からいろいろな人権問題に関する相談なんか寄せられる場合もたくさんあるんじゃないかなと思いますので、ちょっと内容の部分でも一言お答え願いたいと思います。

副議長（市道浩高君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 人権相談等の目的でございますが、人権相談取扱規程によりまして、1つは相談者の自主的解決に支援を与える。第2といたしまして、相談内容から人権問題を発見し、その解決を図る窓口としての役割を果たすものである。3つ目として、人権相談の中から法律支援に適する事案を発見し、法律援助協会に紹介すること等となっております。

以上です。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第29、議案第4号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並び

に内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。公職選挙法の一部が改正され、平成15年12月1日以後に行われる選挙について、投票日前でも直接投票箱に投票できる期日前投票制度が創設されました。この期日前投票制度は、従来の不在者投票のうち名簿登録地の市区町村で行う不在者投票が対象となり、その投票手続については、選挙期日に仕事や用務があるなど、現行の不在者投票と同じく一定の事由に該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要となりますが、選挙期日における投票と同じく投票用紙を直接投票箱に入れることができるとなり、従来の投票用紙を二重封筒に入れ外封筒に署名するという手続が不要となったものであります。

また、期日前投票を行うことができる期間は、従来の不在者投票の投票期間から変更がなされ、選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの午前8時30分から午後8時までとなっているものであります。

この期日前投票制度に移行するに当たり、選挙期日の投票所と同様に期日前投票所の投票管理者及び投票立会人を選任し、投票期間中において常駐することとなるため、これらの者の報酬を新たに定める必要から、報酬及び費用弁償条例の一部を改正するものであります。

15ページをお開き願います。改正の内容につきましては、別表中、「投開票管理者」を新たに「開票管理者」並びに「投票所の投票管理者」及び「期日前投票所の投票管理者」とし、「投票立会人」を「投票所の投票立会人」及び「期日前投票所の投票立会人」とし、新たに位置づけた期日前投票所の投票管理人の報酬を月額1万1,500円、期日前投票所の投票立会人の報酬については、立ち会い時間が6時間を超える者には月額1万5,000円、立ち会い時間が6時間以下の者には月額5,250円とし、これらを次の選挙から適用しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

だきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 井原議員。

1番（井原正太郎君） 次の知事選からどうも変わるように理解をしておるんですけども、いわゆる期日前投票制度が変わるといふことと、それから管理者、立会人の報酬が若干変わっておるようなんですが、近年、投票率の低下が問題になったり、あるいはまた法的に投票に関してはいろんな制約が加わるわけなんですけども、この立会人あるいは管理者ですね。特に、この方々の選任に対してはどのような配慮等をなされておるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいと思っております。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 投票管理者及び投票立会人の選任でございますけれども、これまで各投票所の地区の地区長さんあてに推薦という形で御依頼を申し上げております。また、その際には、投票管理者の心得とか主な仕事、また禁止されるべき事項等を文書でお渡しいたしまして、特に御配慮していただくようお願いいたしております。

副議長（市道浩高君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） 選任に関しましては、法的な制約もありますので、一定の注意をもって選任をしておるといふこととありますけれども、先ほど私申しましたように、最近の投票行為に関しては法的にも非常に厳しくなるといふふうに私は感じておるわけなんです。

今回の法改正では、やや投票がしやすくなったというふうなことも見えるんですけども、特に秘密侵害罪であったり職権乱用であったり、あるいは投票に関する干渉罪であったりというようなことが1つの物差しになるかと思うんですけども、そういった中で、いわゆる不幸にして、障害を持たれた方が投票に来られたり、あるいは車いすで投票に来られることが当然あるわけでありまして、それらに対して対応が選管としてうまくクリアできておるかどうか。

例えば障害者等、あるいは代筆等を必要とする

場合でも、非常に不自由が伴う。そういう場合に当然、手話通訳のような形の体制も必要になってくると思うんですけども、そこら辺に対する配慮。あるいはまた、期日前投票、不在者投票の場合でも、車いすで来られた場合、あるいは当日の投票でも車いすで来られた場合の投票所のハード面での整備、こういうようなことが配慮されとるんかどうかも、もう一度確認をしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） お答えします。

特に、高齢者の方とか車いすで来られた方につきましては、各投票所におきましても、不在者投票を行っております市役所におきましても、職員が手助けなりをするように指示しております。

それと、障害者の方につきましては、手話通訳の方を配置しております。当日は、予約制になっておりますけれども、各投票所で、行かれる場合は大体の時間帯を教えていただけましたらそちらの方へ配置するようにいたしておりますので、よろしく御理解をお願いします。

副議長（市道浩高君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） 総合事務局長の話では、特に問題なくスムーズに運営されておるというふうに今の答弁ではうかがえるんですけども、私の方に若干そういうふうな苦情も参っております。車いすで行ったけども、その高さであったり、障害者の方が行って手話通訳がなかったためにいろいろと御苦勞をされたというふうなことも現実に入るとるんですけども、そこら辺はただいま答弁いただいたように、整備が整っておると理解してよろしいんかどうか、その点だけ再度答弁をお願いいたします。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 設備といたしまして、本庁の場合でしたら車いすを配置しております。ただ、各投票所によっては、段差があるところがまだ幾分見られ、ちょっと物理的な都合で改善できないところもあるんですけども、それはその投票所の職員の方に注意するように言っているところでございます。

議員御指摘の件は、ひょっとしたらあったかもしれませぬけども、それはできるだけ今後改善に

努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） ほかに。 大森議員。

4番（大森和夫君） 助役の説明でよくわかったんですけども、投票方法が変わるだけですかね。投票場所とかいうのはもうふやされないのか。そういうお話と、それから裁判官の、この間のときですよ。衆議院選挙のときに最高裁判所裁判官の信任、不信任ができなかったのではないかというお話を聞いてるんですけども、そういうようなことの問題はなかったのか、こういう制度が変わればそういう問題は生まれないのか、その点お答えください。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 期日前投票所の場所につきましては、現在不在者投票を市役所の別館で行っておりますけれども、場所等については変わりません。

方法も、期日前の場合は、まず宣誓書に記入していただきまして、従来でしたら二重封筒に入れていたわけなんですけれども、その二重封筒に入れる作業が省かれまして、記入しますとすぐ投票箱へ入れるという制度に変わっただけでございます。日付だけ1日、期日前投票が告示日がなくなりますので、早くなったということでございます。

それと、最高裁判所の裁判官の件ですが、これは、期日前の投票の期間が裁判官の場合は短いので、裁判官の審査期間までに来られた場合には2回来ていただかないとできないということになりますので、両方一緒にできるときに来ていただければ一緒にやっていただけるということになりますので、よろしく御理解をお願いします。

副議長（市道浩高君） ほかに。 島原議員。

16番（島原正嗣君） 議案10号の一般会計補正予算で聞いてもよろしいんですけども、この問題と若干関連しますんでお尋ねします。

投票所の問題ですが、前回の衆議院選挙、私の横に新しい住宅150軒程度できてるんですけども、この方々が、どこに投票所ありますかと若干混乱しておったような状況にあるんですけども、

岡田7丁目の方の投票所は大阪府営住宅の中の集会場なんです。こういう適切な、新規の住民に対して投票所の連絡というんですか、御依頼というんですか、それはきちっとやられたのかどうかですね。

あの中には、投票できるのは6カ月ですか3カ月か前に住民票を移しておかないと資格がないわけでありまして、いずれにしても新しい住宅ができて、そこの方がどこに投票に行くんかわからんというようなことでは大変無責任にもなりますから、適材適所、どのような指導をしているのか。たちまち来年は、この補正予算の中に知事選の予算も入ってるんですけども、困りますので、ここらあたりはきっちりどこの投票所へ行くんだという指示、指導をやってほしいと思いますが、どないですか。

副議長（市道浩高君） 廣岡総合事務局長。

総合事務局長（廣岡 昭君） 島原議員の御質問ですけれども、今回約150軒のお家が建って初めて投票に行かれるということで、私どもはいつも広報で投票所の地図を載せておるわけなんですけれども、今回の方は全く初めてだったということでなかなかわかりにくかったということで、私どもの事務局の方にもかなり場所について問い合わせございました。それで急遽、簡単な見取り図をその団地の近くに立てたような次第でございます。今回につきましては、大変御迷惑をおかけしたと深く反省をいたしております。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 特に7丁目の府営住宅関係の投票は、あそこの住宅建てかえで、恐らく年明け早々からあの住宅を壊して、今まで集会場になったところ取り除くわけですから、団地の一角に空き部屋を集会場的につくって、それを大阪府知事選挙とか公のことに使うと、こういうふうなことになってるらしいんですが、そこらあたり徹底したPRをしてもらわないと、入ってる方も投票に行く方も非常に困ると思いますので、念には念を入れて徹底するように、これは意見にかえておきます。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

す。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第30、議案第5号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第5号、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成15年10月1日から施行され、国家公務員の退職手当の支給水準が見直されたことに伴い、本市においても国に準じた制度運用を行っていることから、同様の措置を講じるため本条例を提案するものであります。

改正内容につきましては、19ページ及び20ページを御参照願います。

国家公務員退職手当に係る支給水準の見直しは、民間企業における退職金支給額に係る平成13年調査の結果、勤続20年以上の国家公務員が退職する場合の退職金水準が民間水準を上回る結果となったため、この格差を解消するため行われたものであります。

見直しの内容につきましては、昭和48年の法改正において民間水準よりも低かった国家公務員の退職金水準を是正する目的で設けられた調整率を、今回現行の100分の110から100分の104に引き下げるものとなっております。

なお、この見直し措置の実施時期につきましては、平成16年1月1日の退職から適用することとなりますが、激変緩和措置として平成16年1月1日から同年12月31日までの1年間については100分の107とし、平成17年以降については本来の100分の104の調整率を適用するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 松本議員。

11番（松本雪美君） 激変緩和ということで、16年の1月1日から12月31日までの1年間に限って率は100分の110から107というふうに、こういうふう経過措置を設けたということですけども、こういう国家公務員の退職手当法の改正がありましたから全国的に実施されているんでしょうけれど、泉南市域のこの地域、周辺の状況ではどういう状況になっているのか聞かしていただきたい。みんな泉南市と同じような形でやっておられるのかどうか。

それから、この条例によって、泉南市でも14年度にも何人が退職されておられると思うし、この条例改正で影響を受ける人たち、退職者の方たちの状況ですね、それから影響額も聞かしてほしいなと、そういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） お答えいたします。2点ほどありましたので。

まず、近隣の市町村の今回の制度改正の状況でございますが、近隣する市町村3カ所におきましては、泉南市、本市と同様の扱いをしております。1市につきましては、若干変則的な形で激変緩和措置を取り扱っております。

それと、あと金額、この制度に伴う影響額でございますが、まず対象者が、定年退職者6名と早期前退職6名の方がございます。この12名が対象となります。

影響額でございますが、対象者それぞれ勤続年

数によって率が異なりますので、一番大きな定年退職者で勤続35年の方でありますと、ことしマイナスイ勤がございましたので、それも含めてこの制度による減額割合に直しますと、定年退職の方で110万程度、早期前退職の方で最高35年勤続の方で136万程度でございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 私は影響額についても聞かしていただきたいと思いましたが、個人個人の影響額、聞かしてもらいました。定年の方で110万、早期の方で約136万、35年働いた方でね。当然、泉南市全体で幾らになるかという影響額も聞かしてほしかったので、そのことをお答えしていただきたいということです。

それから、35年での退職金ということになりますと、ちょっと年齢は指定していただければいいですが、定年の方も、それから早期で例えば57歳でやめられるという方でしたら退職金総額で110万、136万減るということですから、ちょっと退職金総額でも聞かしていただきたいなと思います。それをお願いします。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） 退職金総額で1,183万程度でございます。（松本雪美君「違うで。それ全体で。もう一つお答え願いたい」と呼ぶ）これは影響額でございます。全体に退職金として出てくる金額は3億5,724万程度でございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 松本議員。

11番（松本雪美君） ちょっと年齢を指定して、退職金そのものの額を聞かしてほしいと言ったんですが、それは出てないんですかね。

それから、14年度にやめられる方が29名、それから、15年度にやめられた方の補充をされるということでは14人しか採用されていない。特に、事務職の方が19名やめられるのに10名しかカバーするような形になっていないというような状況とか、そういうことを見ますと、私は早期にやめられる方も含めて 定年退職の方は仕方ないと思うんですけども、いろいろ財政健

全化計画の中でも当然そういう人件費削減という問題が打ち出されてるわけですから、ただたくさんやめてくれて財政がこだけ楽になったというような結果論だけで見ればやっぱり具合が悪い。泉南市の行政を進めて行く上で当然必要とする人材については、そんなにどんどんやめていかれたんでは、行政を進める側の職員の皆さんにとっては本当に大変だと思うんですね。補充も十分やっていないという現状の中で、そういうふうにいる問題が起こってきているのではないかなと思います。

それから、もう一つは、先日、期末手当の問題での減額の分の提案がされて、そのときにも質問させていただきましたが、特に特別職の市長や三役の方については、こういう条例、国の人勧の影響もないしというようなこともありました。

私はそのとき、高石の市長さんの問題に一言触れさせていただいたんですけども、当然今のこの財政健全化計画を進めていくそういう中で、私はやっぱり職員がこういう形で大変な状況、減額、減額に次ぐ減額ですよ。そういう中で本当に我慢をさせていただいてる。それにこたえる形でやっぱり特別職が一定そういう状況を見て、退職金などについても、期末手当についても、一定そういう形で自分たちみずから先陣を切って対応をしていくべきではないかなと。職員にだけその大変な部分を押しつけるということでは、私やっぱりぐあいが悪いんじゃないかなと、そういうふう思ったんで、前回は質問させていただきました。

そういう3点で、これから後の問題を含めましてお答え願いたいなと思います。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別職のことについて、私の方から御答弁申し上げます。

給料については、御承知のように私の場合、今15%本給をカットいたしております。それと、期末手当も職員の皆さんより、あるいは議員の皆さんより、年間で0.05カ月分多く減額をいたしております。

それと、退職金については前にも申し上げましたように、高石さんはちょっとノーマルとは思いませんけれども、それ以外で市の中では最低のレ

ベルで条例改正のときから設定をいたしておりますので、そういう面で配慮をいたしているというところでございます。

副議長（市道浩高君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 議員御質問の健全化計画、今、実施中です。その中で、採用問題がございました。

御指摘のように平成14年につきましては29人の退職、一般事務職につきましては19人、そしてそのうちで10人が採用という形になったというところでございます。

現在、採用問題につきましては、この健全化計画の方でお示ししましたように、基本的には一般職というんですか、事務職については退職不補充といった形で、それを方針にしています。そして、技術職につきましては、もし退職なされた場合には、それは採用でいくか、それで考えていくというような方針を立てておるわけでございますけれども、現在こういった財政状況の中にありまして、この採用問題につきましては、従前から御説明していますように、こういった方針で行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（市道浩高君） ほかに。 成田議員。

18番（成田政彦君） 市長に。市長は議員より云々と言われたんですが、私ら28年、30年やったって退職金は一銭も出ませんからね、もう。これは言うておきますわ。市長は、例えば4年やって1,300万もらうんでしょう。市長は4年やって1,300万もらうんですからね。我々はそういうことは一切ないし、そういう比較というのはよくないと思います。そういう点で、自分が云々という比較をするべきではないと思うんです。

1つ聞きたいんですけど、単刀直入に聞くんですけど、行財政で、私がさきに質問したんで、大体4年間で市の職員でもう既に平均100万円、調整給とかいろんなやつ減らされとると。最後にやめるときにまた今回100万から大体 去年の3月やめる人に比べたら110万から136万ですから、100万市に貢献して、今度さらに国のあれがありますから236万、まあ200万前

後をここ四、五年で、給与の額も減ったし、それから退職金も減るということは、200万というお金は大変なお金だと思うんですけど、そういう点で、財政に対して財政再建計画で市長も頑張っておられるんですけど、依然として成功してないと。

そういう中で、今度は退職金の条例が一般職は出てきたんですけど、もちろん特別職はみずから出さなアカンもんで、条例を提出しなければなりません。市長はみずからここに書かれておる条例を、例えば100分の30を職員並みに、最低助役並みに100分の24にする、こういう今日、非常に財政的に厳しいと。市の職員には大変御迷惑をかけると。私としても退職金も職員さん減るから、退職金をさらに4年間で1,300万もらっとるから、これを100分の15で600万ぐらい、こんだけワースト6番で大きな赤字を抱えとる場合、こういうのを提案しても別に市民の場合は大いに歓迎するんじゃないかと私は思うんですけど、そういう気はないのかどうか。

この1,300万をゼロにするということは僕もちょっと抵抗があるもんで、半分ぐらいの、それなりに100分の15ぐらいで市長、同じ提案

100万も職員さん減らされるんだから。この人らは35年働いて100万近く減らされるんですけど、市長は4年で1,300万もらうんですから、その点思い切ってますか。僕は、高石とかそういうことは言いませんわ。泉南の赤字の問題とかそういう点で、一定のそういう姿勢を示すというのは重要だと思うんですけど、その点市長はどうお考えですか。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前の臨時議会でもお答えしましたように、当初設定のときから府下、当時は最低ということでしたし、最も高いところの今おっしゃったように半分程度になっておりますので、退職金はそのままと。給料で今減額すると、こういうことでございます。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） そう言うと、今後、次の財政再建でどうなるかわかりませんが、この問題については、退職金については自分としては下

げるつもりはないと、そういう考えですか。

副議長（市道浩高君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 退職金については、現在言いましたように府下でも、今は最もとは言いませんが、非常に低い額でございますから、それで妥当だというふうに思っております。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 組合の皆さんの話し合いのいきさつとか、それとあと1つ、他市の修正の中身をお示してください。

副議長（市道浩高君） 島原人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（島原功明君） 他市の状況でございますが、変則的に1市あった部分につきましては、定年前早期退職の部分につきましては若干減額の時期をずらしたということでございます。

それと、労使交渉の関係でございますが、これは当然人勤の交渉の中でこの制度改革もございまずので、円満解決したということでございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（市道浩高君） 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議案第6号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議

案第6号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。行財政改革大綱の趣旨に基づき、市が特定の者に提供する役務に対してより適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、火災または事故証明書及び傷病者搬送証明書の交付手数料の額について改定を行うため、泉南市手数料条例の一部を改正するものであります。

23ページをお開き願います。改正内容につきましては、火災または事故に係る証明書及び傷病者の搬送証明書の交付手数料について、「200円」を「300円」に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、平成16年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） 中身の部分については結構でございますので、提案理由を読まさせていただきますと、さきの手数料条例のときになぜこの分を一緒にしなかったのかという点と、これ期日の問題がございますので、次期の改正時期にこの種の手数料もほかのものと一緒に合わす気はないのかどうか、改めてお聞かせください。

副議長（市道浩高君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 真砂議員さんの質問に対して2点ほどございましたので、お答えします。

この前回の改正ですけれども、平成12年3月31日に交付され、同年7月1日に100円から200円に改正したものでございまして、今回につきましては3年9カ月という月日がたっておりますので、行政改革大綱に基づきまして4年の見直しということで提案させていただいたものでございます。

今回しまして、次回の改正につきましては、3年9カ月、4年の周期と同様とみなしまして同時期に改正したいと思いますので、どうか御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） わずかな値上げなんですけれども、今回の一般質問の中でも、やっぱりあいびあのああいうカラオケですよ。ああいう値上げでもやっぱり市民の反対があるという質問もありましたけれども、やっぱりこういう時期に値上げというのは、わずかでもどうかと。

1つまた、これが事故とか火災とか負われた方がそういう値上げの被害というか、に遭われるわけなんで、そういう点で市民感情から見てもどうなのかね。

4年ごとの見直しが結局値上げにつながっているんじゃないかと。財政難のツケが市民にいないかということをお心配するわけですけれども、その点はどうかお考えでしょうか。

副議長（市道浩高君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 大森議員さんの質問に対して御答弁させていただきます。

罹災証明等につきましては、現在のところ火災保険の請求、税金の減免等の申請に使われているものでございまして、手数料条例の第6条でしたんですけれども、その部分につきましては弱者に対しての減免措置もとらしていただいておりますので、ほとんどの方が保険請求等に申請されるものでございます。

以上でございます。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番（大森和夫君） そういう保険とかの申請に使われるというのは、もちろんよくわかってでの話なんです。やっぱり事故とか火事とか遭われた方が、別に100円値上げする必要あるんかと。この不況の中でどうなんかないかというのが、市民の率直な意見だと私は思います。

副議長（市道浩高君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

大森議員。

4番（大森和夫君） 議案第6号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

不況とリストラの中、市民生活は大変苦しくなっております。こういう中、むだな大型公共事業



や不要不急な公共事業をやめ、財政再建を図り、不況で苦しむ市民を守るために福祉や教育、サービスの充実を図ってほしい、これが泉南市民の願いであります。これらの財政再建の失敗のツケを市民に押しつけるのが、今回の公共料金の値上げではないでしょうか。わずかな値上げであります、火事や事故に遭われた方にとっては厳しいものだと思います。

4年ごとの公共料金の見直しを図られるということではありますが、見直しが値上げにつながっております。こういう安易な理由で市民生活にかかわる値上げは許されないとしますので、反対いたします。

皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。副議長（市道浩高君）ほかに。以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（市道浩高君）起立多数でございます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議案第7号 泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君）理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君）ただいま上程されました議案第7号、泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。市立幼稚園における保育環境の維持及び発展に資するとともに、行財政改革大綱の趣旨に基づく市民負担の公平化を図る観点から、市立幼稚園の保育料の改定を行うため、泉南市立幼稚園条例の一部を改正するものであります。

27ページをお開き願います。改正の内容につきましては、第18条に規定しております現行保

育料「7,000円」を「9,000円」に改正し、これを平成16年4月分以降の保育料に適用しようとするものであります。

幼稚園の保育料につきましては、前回の改定が平成12年4月実施でありました。今回は、行財政改革の一環として昨年に全庁的にまとめられました使用料、手数料についての方針、すなわち原則として4年ごとの見直しにのっとり教育委員会として見直しを実施したものであります。

まず改定額の根拠を申し上げますと、幼稚園教育にかかる経費から園児1人当たりのコストを算出した上で、受益者負担率や上限改定率を勘案しつつ、さらに他市の保育料の状況をも参考に、平成16年4月から月額9,000円の御負担をお願いしたいというものであります。

なお、参考資料といたしまして、保育料改定内容、堺市以南各市の保育料及び入園料、「広報せんなん」平成15年9月号掲載の使用料及び手数料改定についての資料を配付させていただいておりますので、御参照願いたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君）これより質疑を行います。質疑はありませんか。真砂議員。

21番（真砂 満君）それでは、何点が質問させていただきます。

総務の方で若干質疑をさせていただいたんですが、ちょっとまともに答えていただけなかった部分等がありますので、その点からお願いをしたいと思います。

まず1つは、資料をいただいておりますけど、他市で行われている入園料という考え方ですね。この辺は一般的にどのような考え方があるのか。泉南市は取っておらない。また、今回も取ることは考えておらないということではありますが、その辺の考え方をお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、これは前回の総務委員会でも若干話をさせていただきましたが、コスト計算の部分については、確かにこの計算例を見れば明らかになっております。ただ、このコスト計算を見ていただ

いてもわかるように、人件費率が非常に高いんですよね。経常的管理運営費でいけば、園児数544で割り戻してもたかだか4万8,000円程度、それ以外がすべて人件費だということですから、この部分をどう考えるんだと。ここに手をつけなくて、こんだけかかっているんですよと、割り戻したらこうなるんですから50%負担してください、これでは市民たまったもんじゃないわけで、ここらをまずどう考えていくのか、行政として明らかにしなければいけないし、このことをきちっとして、やることをやって、なおかつどうしてもだめなんだ、だから市民の皆さん負担お願いしますよということで、手順手続を踏まなければいけないのではないのかなというふうに思うんですが、そこらについて改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、今現行544名の園児数ですが、仮に園児数がふえることによって、例えば100名公立の幼稚園に園児数が増員されるということになった場合、このコスト計算はどうなるのか、試算をされているようでありましたらお示しをいただきたい。

それと、公立幼稚園のあり方論ですね。ふやしていくというあり方論について、コストとの関係で考えればどのように見ておられるのか、お示しをいただきたいと思います。

それと、一般的に私立幼稚園なんかそうなんですけど、いろいろ値上げされます。値上げをされたときに、サービスということが一方についてくるんですよ。例えば時間延長であったり、おやつを支給したりとか、その園、園によって違いますが、そういったサービスについてどのように考えておられるのか。ただ単にお金だけちょうだいしますということなのか、その辺もあわせてお示しをいただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） ただいま真砂議員から何点か御質問がありました中で、入園料について基本的に教育委員会としてどのように考えているのかと、基本的な考え方をということで、入園料の考え方につきまして私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

総務文教常任委員協議会の中でも御質問いただきました折に答えさしていただいたと思うんですけども、保護者の方々にとりましては、入園当初、あるいは準備に当たりまして、かなり相当多額な準備がかかるということで、保護者の方々の経済的な負担を軽減するというような内容で、入園料については教育委員会としては考えていないということでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

副議長（市道浩高君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 何点かございましたので、お答え申し上げます。

先ほど、入園料については教育長から御答弁がありました。

人件費をどう考えるのかという、まず御質問がございました。お配りの資料では、人件費として4億9,000万ほど年間、これは14年度決算でかかっておりますけども、ただ教職員にやめていただくというわけにはまいりません。したがって、私もどうしても現在の幼稚園9園のあり方が、位置も含めてこれでいいのかということで前回、教育問題審議会に諮問し、答申を受けました。その諮問の中には、適正規模、適正配置というのがございます。それを具体化したいということで諮問し、答申をいただき、それを現実、実施計画をどうしようかということで振興計画をつくったわけですけども、結果としては白紙撤回ということで、新たな審議会にその諮問をやっていこうと考えているわけですけども、当然教職員の人件費、これは幼稚園教育にとってはマンパワーでございますから、これは私も必要経費であるということで、現実的には市税等の財源で賄っていただいているわけでございます。

現在の幼稚園、年間5億数千円かかっている中で、保護者の方から歳入としていただく保育料が年間約4,000万を切っております。つまり、1割以下の金額を市民の方から御負担していただいて、あと残りは当然市の責任ということでやるわけですけども、ただ、いたずらに予算を使っていくということではなくて、やはり私もこれからコスト意識を持って幼稚園教育に当たっていきたくはありますが、そのためにはまず現在の

幼稚園9園の体制がいいのかという議論を真っ先に前回やったわけで、それはこの間からのいろいろな場面、場面でお答えしていますように、新たな審議会に諮問してまいりたいと、そう考えております。

それから、14年度の在籍人員544人ということで、公立・私立のあり方、私立の園児さんに公立、市立の方へ回っていただいたらコストは下がることになるのではないかという御質問がございました。

確かに、公立は定員よりまだ十分余裕ございますから、私立から市立の方へ回っていただければ、園児数、それだけ1人の教員によってたくさんまだ見る余裕がございますから、コストの減ということになるかと思えます。計算上は若干コストは下がるかと思えます。

ただし、お配りの資料をごらんになっていただいておわかりのように、1人当たりのコストは下がることも相当かかっております。したがって、行財政改革による受益者負担率が50%ということでもありますけども、50%もいただきますと非常に高額な保育料ということになりますから、上限改定率なり他市の状況も勘案して、現在は月額7,000円ですけども、来年の4月からは2,000円を御負担いただきたい、そう計算しているところでございます。

それから、サービスを今後どう考えるのかという御質問がございました。私どもははっきり言って今回2,000円改定したいんですけども、これによってこういう面は非常にサービスが拡大しますよ、あるいはこういう施設がすばらしくよくなりますよということまでは非常にお答えしにくい状況になっております。

提案理由にもお示しさせていただいていますように、保育環境の維持という言葉をまず述べさせていただきました。維持及び充実ということで、その辺が絶対よくなるよということは非常にお答えしにくい状況です。

それは市の決算額でいいますと、教育費の歳出額は大体12%前後でございます。そのうちの幼稚園が4分の1ほどでしょうか。教育費自体のにかかる経費というのが非常に厳しい中で、税収を非

常に充てていただいておりますけども、その市全体の税収すら右肩下がり状況の中で、私ども教育を守り充実しようという、その辺非常に困難な状況になっております。

したがって、今後この月額2,000円のアップを直ちにこういうサービスということはお答えしにくい状況でございますけども、ただ私どもの資料、平成9年度からずっと14年度まで修繕あるいは工事、一定の数字で一覧表にしましたところ、ここ三、四年、非常に金額的に投入しておりますので、状況に応じた修繕を実施いたしておりますので、施設面で幼稚園については、また機会がございましたらごらんいただいたらわかるんですけど、非常に幼稚園はよくなったなということを理解していただければかなと思います。

もしお答え漏れておりましたら、また御指摘いただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） まず、入園料ですけど、これは教育長が答弁いただきましたけど、これ総務委員会と同じ答弁ですね。私が聞いているのは、泉南市が取る、取れへんじゃなくて、他市が取っている入園料そのものの考え方は一般的にどうなんですかということ総務委員会でも聞かしていただき、今も聞かしていただいたんですが、どうもちょっと解釈が違うみたいなので、改めてお示しをいただきたいと思います。

それと、中村部長に御答弁いただいて、まあお金がないということですけども、確かに今回出されてるのはあくまで受益と負担、コスト論ということで出てきてるわけですね。そういった意味でいうと、計算式をいただいています。そういった意味では、年間95万ですか、園児1人当たりにかかっている部分。それでいくと、その50%の負担をいただかなければいけない。それを即いただくと相当な金額になると。そういった意味で、上限率に引っかけた2,000円アップだという、計算ではそのとおりだと思うんですよ。

この計算例については私は何も言いませんけれども、確かにその中でマンパワーといえども、その95万がかかっているうちの約95%、これが人件費なんですよ。確かに人を教育していく、

育てていくマンパワー、それがすべてだというふうには思っておりますけれども、この部分がどうなんだと。泉南市全体の人件費比率を見たときでも、幼稚園、保育所、清掃、そういった部分の比率が他市と比較すると高いと、これずっと言われ続けてきているんですよね。そこらをも含めて今回の値上げも考えていかないと、することもしないで何でだというふうに言われるでしょうと、こういう指摘をしているわけなんですよ。

ただ、今部長の答弁を聞いておりますと、そのことは審議会にお任せをするんだというように聞こえたんですが、その審議会は確かに審議会です。一定の将来の公立幼稚園のあり方、適正配置、適正規模等とも含めて議論していただいて答えを出していただかなければいけないというふうには思いますが、それだったら、この値上げについてもそこが明らかになるまで置いとけばいいんじゃないでしょうか。あと少しのあれでしょう。それをなしに、サービス向上もないんだと、それを余り期待されると困るんだみたいな発言でしたよね。

確かに施設はよくなったというふうな御答弁はいただいたんですが、これは本来、建物を建てたら一定の周期的に補修をしていく、改善をしていく、これは当たり前のものであって、それがたまたま今期にずれるだけずれて、ある程度何カ所か改修をされたにすぎないのではないですか。そのことを余り胸張って、施設見てくださいよと言うのはいかがなものかなというふうに思うんですが、そのあたりについて改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それと、公立の受け皿、あともう少し余裕があるということでもあります。これはやっぱり公立の幼稚園として、それを受け持つ教育委員会としては、もっと自信を持って胸を張って、公立に来てくださいよということをしっかり言わなければいけないんじゃないですか。

さきの審議会の報告ですか、市民の報告会の中で全市的に回られたとき、そのことを身にしみて教育委員会はわかったのではないのでしょうか。そのことの積極的なPRをしないで、泉南市の公立の幼稚園というのは私は逆に守っていけないのではないのかなというふうに思いますし、サービ

スの面においても、時間延長等々、現行のままでもやろうと思えば一部の協力をいただいてやることは可能であるというふうに思うんですが、その辺についてはどうなのか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） まず初めに、真砂議員の質問の趣旨を的確に把握をしないで答弁したということにつきまして、私の不徳のいたすところで大変申しわけなく思っております。

他市の入園料を取っている状況がどういう状況のもとで取っているのかということにつきまして、泉南地区におきましては岸和田市と泉佐野市が入園料を取っておりまして、貝塚市、阪南市、泉南市が入園料を取っていないわけございまして、あとこの入園料を取っている市町の考え方につきましては、私、今、現時点で把握をしておりますので、早急に把握をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

副議長（市道浩高君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） まず、入園料の問題で教育長からの答弁もありましたけど、私も若干補足してまいりたいと思います。

各市の入園料については、当然その市その市の幼稚園条例で規定してあるわけですが、入園料の定義までは載っておりません。

ただ、最近、大学の入試でも入学金は返還しないけども授業料は返還するというような、いろいろな訴訟で結果が出ております。したがって、入学金というのはいわゆる手続き、あるいは入学の許可費というような形でどうも取られておるようです。

授業料については、入学しようとしよまいとじゃなくて、あくまで受けられる対価として、だから入学の手続をしながら 大学の場合ですけども、入学手続をしなかった方からは、今、授業料返還ということで、そういう裁判になっております。したがって、入園料の考え方は、そのような、受けた限りは手続あるいは合格した場合の許可費というようなことだと思います。

ただ、本市の場合は、もうずっと一貫して入学

費は取っておりません。これはやはり入園当初、制服、制帽とか教材費、いろいろ保護者の方は物入りであるから、その物入りを軽減するという、そのような配慮であったということをお聞きしておりますし、現在もそれを踏襲いたしております。

それから、私立との関係の御質問がございました。本市には、私立の幼稚園が2園ございます。その方とほぼ同じぐらいの園児数かと思えますけれども、市立幼稚園は9園で定員が1,380人、ところが五百数十人ということで3分の1ほどしか入っておりません。非常に枠があるということで、これは御指摘のとおり、泉南市の幼稚園教育のよさ、あるいはPRの不足、その御指摘があろうかと思えますけれども、その辺は確かにそう考えております。

ただ、公立、私立が混在しておりますから、その辺、保護者の選択というニーズもあろうかと思えますけれども、ある面ではやはり公立と私立の競争的な教育の中で、泉南市の幼稚園教育のよさを理解していただいて、市立幼稚園へ入園していただく、目を向けていただくという努力はより一層やらなければならないかなと、そう考えます。

それから、引き続き先ほどの御質問の流れでございましたけれども、人件費のウエートの高さ、受益者負担の50%、これをどうコスト削減をほかのどこをしても、結局ここが詰まるころあるではないかということもありましたけれども、私どももこの9園の中で経常的な経費、人件費を除く経費については節減の努力をいたしますけれども、人件費、幼稚園教育はまさにマンパワーでございますので、これについてはやはりこのマンパワーを活用して、できるだけ市立幼稚園に入園していただいて市立幼稚園の教育を受けていただく中で活用していただきたいと、それは市にとっても必要な人件費は負担である、そう考えております。

副議長（市道浩高君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 私の方から、今中村部長の方からもありましたけれども、公立幼稚園のアピールについて具体的にちょっと答弁させていただきます。

公立幼稚園のアピールに関してですけれども、具体的に3点ほどの方法を使ってやっております。

1つは、現場の方になるんですけれども、3才児親子登園と。来年度入園してくる子供さんを幼稚園の方に招いて、幼稚園ではどういう教育をやっているかと。具体的に親御さんと一緒に保育に親しんでもらうと。それが1つ。

それから、あと市のホームページですけれども、そちらの方でも幼稚園の内容について説明さしてもらってます。それから、市の広報等も使わせていただく中で、できるだけ幼稚園について知っていただく、そういう取り組みをしています。

あと、議員さんの御指摘ありました保育時間の件ですけれども、具体的には昨年度から試行、本年度から本格実施という形で、月曜日は1時半まで、それから火、木、金にしましては2時半まで、以前よりも時間延長をして、できるだけ保護者の方のニーズというんですか、それにこたえるような形で実施さしてもらってますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 入園料の考え方につきましてはわかりました。教育長もお忙しいでしょうから、他市の調査は結構でございます。

それと、中村部長はコスト論の話なんですけど、マンパワーである限りこの4億9,000万、ざっと5億ですね。この人件費については極力さわりたくないという趣旨については、よく理解いたします。しかしながら、今回のように、このコスト計算例のように、この数値を出されてくるときにはこの部分をさわらざるを得ない、これははっきり指摘をしときたいというふうに思ってます。

確かに今の教職員を当然きちとした正職の中で正しい教育をしていただく、これはもう至極当たり前の話なんですけど、やはり言いたいのは、1,380という定数枠があって544、この実態ですよね。ここをやっぱりきちっと公教育を預かる教育委員会として十分な反省も含めてやっていただかなければ、中野部長が今ホームページであるとか、いろんな方策でPRをされていることとありますけれども、一番大切な保護者の要求実態から大きくかけ離れておる。胸を張って今、週何回の1時半なり2時半というようなこともおっしゃっておられますけれども、現実はどういった

時間帯ではなく、もっともっと遅くまでという希望があるわけで、そのことが私立の幼稚園の増加につながってきていると。また、教育の中身の点もあろうかというふうに思っています。

その辺は、きちっとまた審議会の方で議論されるということでしょうけれども、私はそれを待つまでもなく、教育委員会内部できちっとその辺は詰めておかなければいけないし、そういった職員も教育委員会の中におられるわけですから、そういった職員も含めてきちっと議論をすべきではないのかなというふうに思いますし、あえて安易にこういったコスト論だけで値上げをということもいかなものかなというふうに思うんです。

今回、値上げをすることによって1,300万程度ですか。もっと上がるのかな。もっと下がる。1,000万ぐらいですか……の増。確かに泉南市のこの財政で1,000万円ふやすというのは、のどから手が出るほど欲しい金額かもわかりませんが、それと私はそのことに伴うサービスをやっぱり向上さすべきだろうと思っていますし、その近道は、内部できちっと議論をしていただく中で、時間延長等々についてもっと真剣に議論していただいて、試行から実施という段階に入ってますから、それをさらに充実させるべきだろうというふうに思うんですが、改めて教育委員会の方針を聞かしていただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） まず、コスト削減について、もっと人件費の部分にメスを当てるべきでないかという御質問でございますけれども、教育委員会といたしましてもこのコスト削減について、やっぱり人件費の部分をどうしていくのかということは、非常に大きなコスト削減のテーマの1つかなというふうに思っております。

議員も御承知のように、前回の答申の中で適正規模、適正配置、あるいは長期的にいくと3歳児保育の検討をしていくというような御指摘もございましたし、また白紙撤回になった段階で全市的な見直し、あるいは保幼一元化というような視点で幼稚園教育を抜本的に総合的に見直すべきであるというような御指摘もありますので、そういったことの観点で、もう一度教育委員会といたしま

しても幼稚園制度の総合的あるいは抜本的な見直しをしていく中で、コスト削減につきましてもある程度実現できるのではないかなというふうに思っております。

それから、やっぱり措置率ですね。これが半分以上ということでございますので、やっぱり教育委員会として、公立幼稚園の魅力というものをもっともっとPRをしていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった意味で今度4月から教育問題審議会の中でもそういった視点で論議をいただけるというふうに思っておりますので、今の御指摘の点につきましては、十分我々も意識をして取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

副議長（市道浩高君） 質疑の途中でございますが、3時50分まで休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時51分 再開

副議長（市道浩高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号に対する質疑を続行いたします。質疑はありませんか。 井原議員。

1番（井原正太郎君） 休憩前に真砂議員の方からかなり詳しい質疑がありましたので、簡単に質問をさせていただきたいと思っております。

今回のこの幼稚園保育料改定に関する議案の背景を示していただいたんでありますけれども、1つは、資料にもありますけれども、他市の状況をどのように分析をされておるのかという点、この点を答弁いただきたいなど。

先ほども若干触れられたんですが、いわゆる公立、私立の1人当たりのコストですね。このコストをもうちょっとわかりやすく表現してひとつ答弁をいただけないのかということ。

もう1点は、こういう7,000円から9,000円、2,000円の値上げに関して、育児をされながら働いておられる家庭への配慮をどのように考えたのかどうか。

もう1点は、先ほどの質疑と若干ダブって恐縮なんですけど、人件費、管理運営費というのは、これは私も並行して行わなければいけないというふ

うに認識をしておるものですが、どうも先ほどの質疑ではこの点に関する努力なり、あるいは具体策が見えなかったなというふうに理解をしておるんですが、それでよろしいのかどうか。

まず、4点について答弁をお願いいたします。副議長（市道浩高君） 答弁を求めます。中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） ちょっと御質問を聞き逃したところがあるかもしれませんので、また御指摘いただきたいと思ひます。

まず、他市の状況でございます。これは議案の関係の資料で御配付さしていただいておりますが、私どもはこの泉州、いわゆる堺以南の9市の中では現在下から2番目の年間の保育料ということになっております。それで、今後改定いたしますと、今度は9市の中では上から3番目というような状況になってこようかなと、そう考えております。

それと、コストでございます。私学のコストというのは、これは公表をしておりません。私どもが例えば泉南市内の私立砂川幼稚園の保育料、これは年額2万4,000円という金額をつかんでおりますけども、砂川幼稚園さんがどのようなコストで保育に当たられておるかというようなことはつかんでおりませんし、どの私学もそのような資料は公表をしていないというところがあります。

それと、自治体によっては公立がない、あるいはあっても少なくともほとんど私学におんぶしているというような自治体もござひます。逆に、私どもの市では市立幼稚園、公立幼稚園が9園、私立が2園というような、こういうところもありますけども、いろんな自治体、自治体によって状況が違うということは御理解いただきたいと思ひます。

ちょっと漏れておりましたら御指摘いただきたいと思ひます。

すみません。ちょっと答弁漏れがございました。今回、月額で2,000円のアップでございますけども、私どもはいわゆる経済的な弱者、経済的に困難な方への配慮、これも一方で実施いたしております。その施策は2つござひまして、1つは保育料の減免というやり方、もう1つは就園奨励費の支給というこの二本立てでやっております。

ちなみに、先ほど真砂議員さんの御質問の中で

最後ちょっと答弁できなかったんですけども、今回の月額2,000円のアップ、その効果額はどのくらいなのかということで、大体1,000万程度ではないかなと思ひます。といひますのは、14年度の園児数544人でございましたけども、14年度の実績として減免対象者が約130名おります。したがって、400名程度が全額納入していただけるということで、お1人月額2,000円、年間では2万4,000円ですから、掛けますと400人であれば960万という計算になります。そういうことで、約1,000万程度の歳入増ではないかなと、そう考えております。

副議長（市道浩高君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） ただいま答弁いただく中で、最初の質問の中で、いわゆる人件費、管理運営費を並行してこれは値上げをしようとするんですから、そこら辺に対するコスト削減の努力は当然必要であろうというふうな観点から、一定どのような努力があるのかという私の質問であったわけでありまひす。次に答えてもらいたいと思ひます。

もう1点は、先ほどの答弁の中で、今の質問と若干ダブるんですけども、職員の方々73名、この方はやめさせられない事情があると。これはよく理解できるんですが、逆にまた、今の公立の幼稚園においては余裕があるんだと。しかし、やめさせられないんだというこのいわゆる乖離、これをどう埋めるのかというふうな努力が全く見られなんだなというふうに私は考えるわけなんですな。

だから、2,000円上げるわけですから、みずからの努力をどこに求めるのか。やめさせられない、余裕はある、いわゆる就園の努力はするというふうなことで、この辺に敏感にこたえないようでは、やはり市民の方々に理解を得られないんじゃないか。この点についてもお答え願ひたいと思ひます。

それと、先ほど特に減免制度、就園の奨励費の制度があるからというふうな話もあつたんですが、私は育児をされて働いている家庭、それと今、日本が置かれとる少子・高齢化という中で、子供をいかに育てやすい環境をつくるかという観点から、国策としてやはり待機児童をゼロにしようであるとか、あるいは乳幼児医療を何とか負担して子供

さんを育てやすい環境づくりをしていこうとか、あるいはまた児童手当制度であるとか、国の制度そのものは、今こういう厳しい少子化の中であって育てやすい環境をつくっていこうという流れの中にあるわけなんです。

そういった意味から、4年に1度見直す、だからこうこうこういう計算でこのような金額が出てくる。これを単純に受けてこれをやろうとするのは、いささか無理があるんじゃないだろうか。もう少しやはり心の通った方策はあっていいんじゃないか、このようにも思うわけですが、まずその辺お答えを願いたいと思います。

副議長（市道浩高君） 理事者に申し上げます。答弁に関しては、聞かれたことに対し簡潔にお願いいたします。中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） コスト削減の努力はいかになされているのかということで、まずお答え申し上げます。

数字的にはまだお示ししておりませんでしたけれども、今、幼稚園の職員、3人おれば1人は正職以外でございます。そういうことで、正職員の新規雇用をずっと長年やっておりません。そういう中で、3人おれば1名は正職員ではないというようなその状況であります。したがって、その辺の努力はいたしております。

それと、4年に1回、今回行財政改革の一環で見直しをする中で改定させていただきたいという結論を得たわけですが、これは市全体の統一的対応ということでございますから、それに基づいて見直し作業というのをやったわけです。

したがって、原則4年に1回、見直し作業はこれにのっとって今後もやっていきたいと思いますが、直ちにそれが改定につながるかどうか。それはやはり本市の保育料の位置、どのような位置にあるのか、それと他市の状況はどうであるのか、あるいは私立の保育がどうであるのか、いろんな要因も絡んでまいりますので、見直しというのは一応行財政改革の一環で市の統一的対応ということにのっとっていききたい。ただ、それが直ちにその都度料金改定につながるかどうか、これは別問題で切り離していきたいと考えております。

副議長（市道浩高君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 子供を育てやすい環境と、それから今の保育料の値上げと矛盾するのではないかと、そういうことに関して御答弁申し上げます。

幼稚園の子育ての取り組みなんですけれども、子供を育てる環境ということで幼稚園の取り組みを御紹介させていただきましても、例えば幼稚園の場合、教育相談 保育に悩んでいる保護者の方に対して相談に応じるというんですか、そういう相談機能等も実施しています。

それから、園庭開放というんですか、園庭の方に普通の公園のような形で遊びに来ていただく。それから、先ほど申し上げました3歳児親子登園と、そういう形でも子育て相談等実施させていただいてるんですけれども、これらの施策を維持するというんですか、すべてがすべてじゃないんですけれども、維持するという意味でも保育料の値上げの方を図りたいと、保育料値上げの一部をこれに使いたい、そういう考えもありますので、御理解いただけたらと思います。

副議長（市道浩高君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） 営業努力あるいはコストダウンということに関しては、職員の中身において相当な苦勞をされておるんだというふうな話がありました。

ただ、私は、先ほども申しましたように、具体的に一面いわゆる余裕がある、それからやめさせられないというふうなことは、これはシステムの上からもきちっと考えないといけないんじゃないか。だから、先ほどの真砂議員の質問にもあったんですが、これだけの額を上げようとするからには、内部の事業努力が当然出てこないかん。ただいまの答弁では、余裕があるという反面やめさせられないというこの矛盾、これはやはり努力をしなければならぬ点の1つじゃないかなと、私はこのように理解しております。

そういった意味では、見解を改めて求めたいのと、それから行財政改革大綱の一環として4年に1度というこの見直し、それと今回の値上げ、必ずしもこの使用料、手数料は値上げされるものではないというふうな結論づけをされておるんです



けども、この幼稚園保育料の改定というのは、私から見たらよりもよって、またこの額においても、30%という制限の中で配慮はされとるわけなんですけども、この点はやはり僕は配慮にもっと意を尽くさなければ理解が得られないんじゃないかと、このように思うんですね。

それから、もう1点、今答弁いただいた中で、内部的にはいろんな相談を行ったり努力を積み重ねて今日にまいておるようではありますが、先ほど私が質問したのは、やはり国策との整合性、いろんな形で今、国そのものが育児あるいは子育てに関して何とかやっていきやすい環境をつくらうというふうな形でこまを進めておる、このように理解しとるんですね。

このことと今回の値上げは、ただいまの答弁ではマッチングをしないというんですか、このようにも受け取れたんですけれども、私はもうちょっと国の政策とも整合性を図りながら、今回の値上げの額にしても、あるいは値上げそのものにしても、もっと慎重な検討なり、あるいは各方面との相談の上での方向性を示す必要があったんじゃないかと、このように思うわけであります。答弁願います。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） コスト削減について教育委員会としてもっと具体的な努力の姿を示すべきであるということの御指摘と、それから国策との整合性をどのように考えているのかということにつきまして御答弁申し上げたいと思います。

先ほど中野部長から、結局保護者に魅力のある幼稚園教育のPRというようなことで、園庭開放であるとか、あるいは子育て相談みたいな内容で説明をさしていただきましたけれども、我々もこの措置率が非常に低いということにつきましては、非常に大きな、教育委員会としての努力をもっともっとその部分に当ててしていかないといけないかなというふうには思っております。やはり十分保護者のニーズにこたえ切れていないという部分が措置率の低さにつながっているのかなということで、やっぱりもっともっと保育内容を充実をさしていくといったようなことで取り組んでいく必要があるかなというふうに1つは思っております。

す。

それから、国策との整合性ということでございますけども、議員御承知のように次世代育成の行動計画を今度策定をするということになっております。これは教育委員会もその次世代育成の行動計画策定委員会の中に入りまして、健康福祉部と連携しながら、いかに少子化に歯どめをかけるか、若い保護者の方々が安心して子育てをしていけるような環境づくりをしていくためにはどのようにしていくべきかというような行動計画を策定していくわけですけども、そういった内容で我々としても教育委員会、それから健康福祉部が強く連携をする中で、そういった方向を求めてまいりたいというふうに思っております。

副議長（市道浩高君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） コスト削減の努力という御質問がございました。

幼稚園の園児というのは、やはり若干毎年変動がございます。ただし、1クラス教員1人30人という数でその年その年の必要職員数が把握できます。教員全員が正職でないというのは、やはりそういういざというときの変動に対応できるようなということも含んでおります。園児数が減ることになれば、その辺の弾力的な対応として教職員の配置をしております。それがひいては人件費のコストの削減の努力であろうかなと思いますけども、いずれにしましても、その辺全教員が正職員ではないという中で努力はいたしておりますけども、ただそのような中でもやはり質がいいといえますか、できるだけいい先生を募集し泉南市に入っていただく、そういう努力はいたしております。

副議長（市道浩高君） 神田助役。

助役（神田経治君） 人件費、管理運営費の節減努力をということにつきまして、行革を担当しております私の方からも一言御答弁をさせていただきます。

今回、行財政改革大綱の第3次案をつくります。ローリング案には、国基準を超えた部分について一定見直しをさしていただいたわけでございますけども、いわゆる管理運営経費の節減に向けて一定の公設民営等も、もちろん教育委員会で一定結

論を出していただかないけれども、一方でそういう努力を教育委員会と協議をしながら求めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、いろんないわゆる管理運営経費についても、額にしては人件費に比べると大きくはございませんけれども、そういったものについても引き続き合理化の努力を これは教育委員会だけでなくて全庁的な議論になりますけれども、第3次行財政改革大綱の中でさらに具体的な項目を提起して、全庁的に推進をしてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 保育料のことについて伺います。

まず、1つは、今回7,000円から9,000円になるんですけど、これは平成12年と比較しますと実に1.8倍という値上げであります。あの当時は1年に1,500万ですけど、今度は平成16年から1,000万ですから、12年前に比べると年間2,500万の増収があるということですので、普通の値上げでも、例えば私ども公団も国の方針に基づいて3年に1回値上げするんですけど、大体値上げ率は5%以下ですわ。まあ当然ですわな、3年に1回値上げするんですから、この間は5,000円の2,000円ですから40%かな。それで次がまた7,000円の2,000円ですから、この値上げ率を見ると、また次の値上げを見るともう1万円超しますわね。

だから、この値上げというのは、常識では3年ごとに値上げする、まあ4年でするとしたら、やはりサービスの内容、例えばどういうサービスをするのか、保育内容はどう改善するのか、施設はどういうふうに改善する、それを示してするのが私は普通だと思いますよ。

公団でさえも3年ごとにルールを改定するんですけど、必ず改善内容を持ってきますわ。そうでないと、これはやっぱり我々は受け取らない、こんなのは。しかし、この泉南市の値上げは異常ですわ、これ額が。3年で1.8倍でっせ。収入なりますか。例えば、若い世代の収入が1.8倍なんて、今の公務員の給料見とったら下がっていくんでし

よう、だんだん、だんだん。それにちょっとぐらいい合わすなら別だけど、こんなね。

私は、まずそういう点で、この3年で1.8倍というこの値上げに対して教育長はどう思ってるんですか、まず聞きたいですわ。その若い世代の生活をどう考えとるんか。

2つ目は、サービス内容。12年前から1.8倍だから、もちろんサービスは改善しなければならぬと。だから、どんなサービスが改善されたか。さっき真砂さんへの答弁では、月曜日1時半、火曜・木曜2時半という、これが改善されたという、保育内容が改善されたんですけど、今度1.8倍、さらに値上げが、父兄負担がふえるんですから、もちろん改善されますわな。もっと給食が出るとか、送り迎えするとか。今、非常に不安だからね。それから、幼稚園児には防犯ベルを全部つけるとか、まずそういう目に見えた改善はされるのか、それが2点目。

3つ目は、地財法の関係ですわ。要するに、これは前に僕も指摘したんですけど、地財法27条の4に市町村は住民にその負担を転嫁してはならないという中で、施設の問題をここで指摘しとるんですけど、これは税外負担の問題ですわな。税外負担で、いわゆる地財法ではこういうふうになっとるんだけど、これは地財法に違反してることにはならないのか。ただでさえ高い税金で住民は住民税で負担しとるのに、さらに倍のこういう負担をするということはおかしいんじゃないかという気がいたします。

3つ目は、幼稚園の今後の方針です。さっき言ったけど、3年前に値上げすると言ったんですけど、合併があるかないかは別として、幼稚園として今後抜本的に施設の面、それから保育所の中身の面、そういう、行革、行革言うんですから、値上げばかりして幼稚園の将来はどうなるのかとか、もっと豊かになるのか、そういうことは一向に示されない。その点は、幼稚園の将来像はどうなっとるのか。

それから、こんだけ値上げされるんですから、いわゆる保育料の減免規定はどういうふうに今後考えられとるのか。その点、受益者負担は受益者負担でやっぱり受ける方にとって改善も欲しいで

すわな、結局。その点はどうなるのか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 今回の保育料の値上げについて、教育長としてどのように考えるのかという御質問に御答弁さしていただきたいと思います。

先ほどの質問者にもお答えをさしていただいておりますけれども、非常に市財政の危機的な状況が続いておるといことはもう御承知のことです。確かにリストラあるいは相次ぐ企業倒産等、非常に長引く不況が続いている中で、若い保護者の方々の収入も非常に厳しいものがあるというようなことで、非常に今回の2,000円の値上げにつきましては大変申しわけないなという部分もございますけれども、市財政の危機的な状況ということにかんがみて、ひとつ2,000円の値上げということを上程をさしていただいておりますので、御了解をいただきますようお願いを申し上げます。

保育内容の維持あるいは市民負担の公平性、適正な受益者負担、他市との状況、あるいは4年に1度の見直しというような状況の中で今回の値上げを提案をさしていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 何点かにわたりましたので、順次お答え申し上げます。

まず、幼稚園の改善はどうであるのかということですが、当然幼稚園教育はソフト面あるいはハード面の両面の充実ということが考えられます。特に、幼稚園の人件費を見ていただいたらわかりますように、やはり幼稚園教育というのはマンパワーのウエートが非常に高いところがございます。そういうところで一定の教員を確保し、幼稚園教育を維持しているということをこれは御理解いただきたいと思います。

それから、ハード面の充実ということになりますと、例えば12年度からこの14年度、昨年までの3カ年の間でも、幼稚園における修繕あるいは工事、これで総額で3,400万強使っております。したがって、ハード面での充実ということで施設面は大いに改善さしていただいとこ

ろでございます。

それと、今回の保育料の金額でございますけれども、現在年間8万4,000円ということで、泉州9市の中でびりから2番目にあるということは、まず一定理解していただきたいと思います。それと、同じ泉南市内の私立の幼稚園、これが年額で20万4,000円という、これは保護者の選択ということもあるんですけども、その辺も御理解いただきたいと思います。

それと、地方財政法の御質問がありました。保護者への負担の転嫁はためなのではないかということですが、地方財政法第27条の4及び同施行令の第16条の3で市町村が住民にその負担を転嫁してはならないという経費は、この中には市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費ということで、つまり義務教育の施設について維持及び修繕の費用を保護者から求めてはならないということですので、幼稚園は対象外でございます。

それと、今後幼稚園についてはどのような施設整備を考えられているのかということですが、9月に一定策定されました財政健全化計画のローリング案の中でも、15年度から18年度までの4カ年間の普通建設事業費の内訳が添付されておりますけれども、その中で一定、幼稚園の普通建設事業費の確保というのも決められておりますので、その辺はそれに即して一定の今後の修繕、工事、それを引き続きやっていきたいと思っております。

それと、最後になりますが、減免の御質問がございました。本市におきましては、二本立ての施策を持っております。1つは保育料そのものの減免、それともう1つは就園奨励費の支給ということでございます。

特に保育料の減免については、泉南地域では内容としては一番手厚い部分に属するのではないかと考えております。人数でいいますと、昨年の在籍園児544人のうち130人が減免の対象者でございます。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 教育長にお伺いしますが、教育長の今の答弁、教育者らしくない答弁があったんですけど、あなたは教育者として、子供

の成長とか、それがまず大事じゃないですか。特に幼稚園児というのは非常に未熟であり、今後成長していく世代であると思います。そういう世代に対して教育環境を改善するとか、そういうことは非常に必要だと僕は思います。今あなたの話を聞くと、行財政改革、これが優先すると。こういう答弁に私は聞こえたんです。

それではお伺いしますけど、平成11年に各校園から出された、ここにありますが、修繕要望なんです。これ、僕数えたら93項目ありますわ。ここで一番多いのはクーラーの設置だけど、各幼稚園にはクーラー全部設置されましたか、まず聞きますけど。小さい子供は発汗作用がちょっと調整できないんですけどね、こういう問題。こういう切実なものが90……、あんた、これ見ましたか、平成11年からで、これ。答え聞きましょうか、どこの幼稚園でどうだということ。見ましたか、全部。

こういうのを読んどったら、あんたみたいなあんな答弁出てきませんで、普通。行財政改革が先行するとかね。一部は、僕は行財政そのものは否定はしませんよ、そのことについて。しかし、教育者としてはまず修繕、これを優先すると、少ない予算の中で。中村部長はこう言いましたわね。平成12、13、14で大体3,400万程度修繕したと。しかし、例えば平成10、11、12年では幾ら使ったかということ、これは大体2,000万弱、修繕項目でお金使ってますわ。とすると、3年間で4,500万ほど値上げしたんですけど、使ったお金は大体年間500万の1,500万だから、4,500万値上げして1,500万程度しか使っていないんだから、どういうふうに評価するか別ですが、僕はその点については、さらに今度、毎年1,000万値上げするんですから2,500万でしょう、平成……。そら、年間500万程度の修繕ではちょっと僕はね。

聞いたら、平成12年以降はもう修繕 これ出してないんやてね、幼稚園、これは。出さないようになったんやて。もう直接市教委が行くことになって、そういうストップまでしとるんです。あなた、それどう思いますか。

修繕はいいんやけど、こういうね。修繕費も一

部だけど、行財政改革、改革で、それを優先するんじゃないくて、これだけ修繕項目が出ると。そういうものに対しては対応すると。値上げ幅も大きいけど、そういうことが必要じゃないか。

それで、もう1つ。幼稚園は耐震予備診断はまだ出てないん違いますか。これは松本議員が何回も何回も要求しとるんですけど、平成12年以後、耐震構造は幼稚園はストップしたままですわ。というと、うちの一丘幼稚園でもことして31年。だから、40年近く超えとる幼稚園はあるような気が僕しますわ。これなぜしないんですか、この耐震。小学校はありました、たしか。そら大規模改修やらなあかんとかいろいろあるけどね、最低、幼稚園の耐震もやらないと。だから、僕言うとするでしょう。幼稚園が将来どういう形になるのか、きちっとしたそういう姿を見せなさいよと。全然見えてこないでしょう、幼稚園について。

まあ、そら僕は賛成、反対の意見の人、例えば幼稚園のいろんな問題、一切そういうのは見えてこないん違いますか。ただ行財政改革、行財政改革、あんた言うのとだけ違いますか。その辺どうですか。全面的に答えなさいよ、さっき言うたクーラーの問題から。

副議長（市道浩高君） 梶本教育長。

教育長（梶本邦光君） 今回の値上げについて、行財政改革の視点だけではなくて、もっと保育内容をいかに充実をさしていくのかという視点で答弁をしろという御質問だったというふうに思います。

この保育内容をどう充実さしていくのか。もちろん、先ほどからこの値上げに伴うサービス内容という内容で、先ほど部長の方からも答弁をさせていただいておりますように、私としても子供たちが健全に豊かな人間性を保ちつつ成長をしていくという環境づくりのために、やっぱり教育委員会としても努力をしていかなければいけないということの中に、保護者のさまざまな保育ニーズにこたえていく。

1つは、子育てに非常に不安を持っている保護者の方々もおられますので、そういった保護者に対して、子供たちがお家に帰った後で、そういった子育てに不安を持つ保護者の方に教育相談、子

育て相談を行うということの内容であるとか、あるいは保育環境を充実をさしていく、保育内容を充実をさしていくということにつきましては、やっぱり職員の研修、職員の意識改革というのが非常に大事なポイントだというふうに思っておりますので、職員に対して、人権であるとか、あるいは環境、ジェンダーの問題、そういった内容について研修を重ねて職員の資質を高めるということの中で保育内容が充実をしていく、豊かになっていくというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（市道浩高君） 中村教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 2点についてお答え申し上げます。

まず、平成11年度の各幼稚園からの要望についてお示しされました。それについてお答え申し上げますけれども、平成11年度まで各幼稚園において修繕箇所等の要望、確かに出されておりました。それを重ねますと一定の分厚いものになるというような、何から何まで細かいことまで書かれていたということで、本来、幼稚園施設を保全するにはどこからまずやっていくべきか、そういう優先度といいますか、必要性というのをやはり現場の先生方は余り御理解されていないということで、12年度から保全調査ということで調査の方式を変えております。

これは、私どもの技術職員が各現場へ行って現場を見せていただきながらお互いに議論する中で、その年あるいは翌年にどこを重点的にどのようにすれば一番効率的に、あるいは効果の上がる修繕ができるのかという方式に変えましたので、ちょっとやり方が変わっておりますことを御理解いただきたいと思います。

それと、耐震予備診断について結果がまだ配られていないということがございました。まず平成12年度で小学校、13年度で中学校、平成14年度で幼稚園の耐震予備診断を実施いたしました。この12年度の小学校、13年度の中学校の報告書、これは議員各位にも御配付させていただきましたけれども、14年度実施した幼稚園の予備診断については、現在検証中でございます。早ければ年明けの関係の常任委員会、委員協議会なりでお

示したいなと、そう考えております。

いずれにしろ、この耐震予備診断の結果を踏まえて、これで小・中・幼24の学校・園すべて予備診断の結果が出たということになりますので、それに基づいて優先度、効果度、緊急性、いろいろ勘案する中での施設整備計画をつくってまいりたいと考えております。

ただ、現在18年度までの財政健全化計画実施中ですので、その健全化計画の中に普通建設事業費の推移といいますか、金額が載っておりますので、当然その制約もございますけれども、その中できちんと対応してまいりたいと、そう考えております。

副議長（市道浩高君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） クーラーの件について御答弁申し上げます。

幼稚園の園舎の方ですけれども、こちらの方にはクーラーは小学校、中学校と同じように配置されておられません。

必要と言われましたら、今後の検討課題になるうかと思うんですけれども、現時点ではクーラーは設置されていませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 小学校は有料でない。だから、小学校は地財法に違反しないと。幼稚園については有料、取ってもいいと言うなら、私は受益者負担、サービスをするなら、もうこれ平成11年以上前からクーラーの設置がこれ全部せえと言うてませんわ 出ますから、そのクーラーの額を、例えば年間1,500万値上げして、それは修繕費に全部使われるとは僕は思いませんけど、計画的に各園から出とるクーラーぐらいのそれをつけても、別に有料化で保育料まで取っておるんですから、それは一定そういうことを、お金まで出しとるんですから、そういう点ではサービスを、普通こういうことは別にやっても、1,000万も2,000万もするもんだったら僕は別にあかんと言ひますけど、それはやってもいいんじゃないかと私は思ひます。

それと、耐震の問題なんですけど、結局耐震の問題というのは、平成12年度で、ここにいろいろ

る書かれとるんだけど、これはどうなんですか。値上げはするんですか。3年おきにしていくなすけど、こういう大規模改修は値上げとは別と。ひびが割れてくるとか、いろんな、いっぱいあるんだけど、それも改善されないし、その具体的なプランというのは、値上げは一方ではするけど、幼稚園の未来像についてはそれはまあ財政と。片方では上げといて、あとは財政と相談すると、そういうことでしょう。片方ではどんどん、どんどん上げて、片方では財政と相談するというですからね。値上げされる者はたまったもんじゃありませんわ、それは。

それは市の理由が知りませんが、保育園に高い保育料を払う父兄にとっては、ひびは割れとる。いろんなのがあるでしょう、修繕。もうこれ以上ちょっとがたがたと。そういうことについては何一つ抜本的なやつを示さないで、3年ごとにこれどんどん、どんどん上げていくとなったら、こういうのはちょっと不公平じゃありませんか。私はそう思いますよ。不公平だと思いますよ。

ここに書いてありますわな。市民負担の公平感を図る観点から保育料 市民負担の公平感で、これは絶対公平感ありませんで、今回9,000円になったら。絶対公平感ないわ、こんな。特に、収入の低い保育層には、ぎりぎりの人にはありませんわ、若い人たちは。まあまあ共働きで高い収入ある人やったらある程度わかるんですけどね。若い人が中心でしょう、幼稚園の人は大体。これはやっぱりこたえまっせ。

私は、そういう点で公平と言うが、果たして公平なのか。4年後また上げるでしょう。見直して、これは上げることですわ。下がったら大歓迎だけど。

その点、どうですか。教育長、根本的な幼稚園の耐震の問題、修繕の問題。値上げはいつもするけど、もう2回目だからね。その点について、耐震はさっき18年の健全化云々、そういう点はどなんですか。

ここに書かれとるんだけど、行財政改革には、私は賛成 きっちり行財政改革については書かれとるんですわ、ここに幼稚園について。見ましようか。ここに幼稚園何て書いてあるか。出てな

いけどね。賛成してないけど、全く出てないけど、計画は。平成のここに、幼稚園のことが2カ所載ってますわ。これ、されてない。僕は賛成してないけどね。

そういう点では、もう一遍耐震の問題、修繕の問題、そういう点についてはどういうふうにもう年々ないんですけど、それはどういうふうにもう教育委員会として考えられてますか。

副議長（市道浩高君） 中野教育総務部長。

教育総務部長（中村正明君） 先ほど御答弁したこととまたダブってることがあると思うんですけども、少なくとも現在の金額が泉州地区の中では下から2番目という金額でもある。他市の状況、それと私立の保育料の状況、それと私学、そういうのを念頭に置いて一定の負担を上限を抑えるというようなことも考えて設定しております。

先ほどからもお答えしておりますように、毎年、施設の修繕、工事、こういうのも着々とやっておりますし、各施設回っていただければ幼稚園は非常によくなってるという印象を必ず持たれると思います。

それと、議員御指摘の逆のこともなりますけども、現在5億数千万、年間幼稚園費で要ってます。そのうちの4,000万円を保護者の方が負担していただいて、あとは全部市の一般財源で投入されて運営されているということになりますと、多くの市民の方から逆に、そしたら受益者負担はどうなっているんやという指摘もあろうかと思えます。

当然、受益者負担されている保護者の方には、それなりの私どもきちんとした見解、これまでも進めておりますけども、御理解いただくという努力はやっていく必要がありますし、いろんな面での教職員の質の問題、あるいは施設の改善の問題、まだまだ努力が足りないということがあれば、それに基づいてやっていくわけですけども、一方で保護者でない市民の方から、やはり公平感といいますが、幼稚園に非常にそういう投入しているということもやはり御理解していただくということになれば、当然受益者負担ということも一定御無理をお願いする。それが金額としてはいろいろ抑えて月額2,000円ということになってるわけ

ございますから、どうかそれで保護者の方あるいは市民の方に御理解はいただきたいなと、そう考えております。

副議長（市道浩高君） ほかに。 島原議員。

16番（島原正嗣君） 質問をもうやめとこうと思ったんですが、今の議論を聞いてて、たくさん立派な資料もいただいているんですけども、1つは、保育料金の参考資料は、具体的に私学の料金、公立の料金、いろいろ書いてるんですが、問題は、保育の預かる時間とか、そういうようなものが明確に書かれてない。

聞いててちょっと納得できないのは、3人に1人は補助要員としてゆとりを持って教師を置いてるんだと、こういう言い方をしているんですけども、これはあれじゃないですか、教育というのは、これはもう何よりもかによりも1人の人間を育てるための一番重要な場所ですよ。スーパーの中で野菜をパックに入れるアルバイトならこれはまた別ですけども、やっぱり自分の一生、生涯をかけて子供たちを育てるといった教師の理念や信念というものが、これはもう絶対必要ですよ。そこらあたりの生産工場の中で手が足らんからアルバイト雇うてきて適当にすればええという問題と違うでしょう、これ。このことを教育委員会はどうか考えてますか。

問題は、料金でもギブ・アンド・テークですよ。どういうサービスをするのか。それはサービスで、言葉がどうかと思うんですけど、どういう就学前の教育をしていくんかと、どういう保育行政をしていくんかと。私学が人気あるというのはわかりませんか。長い時間も預かっていただける。英才教育もやってる。その対価として私学の料金を取ってるんですよ。公立ができないというんやったら、私学に全部委託したらよろしいがな。

例えば教師の時間にしても、義務教育とそういう幼稚園とか保育の関係の時間は、教師のおる時間というのは短いんでしょう、ある意味では。8時間きっちりおりますか。やりますか、授業を。公立の場合は、1時か2時ごろ皆帰らすん違いますか。だから、私学に何で人気があるんやいしたら、親御さんが働いてる、奥さんが働いてると

いうことで、ちょっとでも時間を預かってもらうというメリットがあるから、送り迎えまでして各地域に私学の幼稚園の車が走っているということにもなるわけですよ。だから、わずか550人程度しか預かっていないということの根本的な原因、理由を教育委員会でもっと相談せなあかんですよ、これ。

じゃ、聞くけども、幼稚園教育、幼稚園の先生方は何時から何時まで、どれだけの時間保育しているんですか。その後は、子供たちを帰してからの先生方の仕事はどういう作業をしているんですか。恐らく僕は、4時か5時までは先生方はおると思うんやけども、子供は1時か2時に帰してしまうんでしょう。その間、何か別の規定を設けて、その幼稚園の先生方の残った時間のカリキュラムなり、あるいは行動なり、何かやってるんですか。どういうことやっているか、一回教えてください。

副議長（市道浩高君） 本日は会期末であり、5時で終了ですが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） ただいま御質問の園児の方の保育時間、それからその後の教師の勤務実態について御答弁申し上げます。

園児の方の保育時間ですけれども、先ほどの御質問でも御答弁させていただきましたけれども、月曜日は1時半まで、それから火曜日、木曜日、金曜日に関しましては2時半まで保育してます。水曜日に関しましては、弁当がありませんかげんもありまして12時半までと。

その後の教師の勤務実態ですけれども、種々あるんですけど、1つは校内研修ということで、教師としての保育内容というんですか、保育技量、それを磨くための研修会、さらには幼稚園の教師としての資質を磨く研修等を実施してます。

それから、あと事例研修という形で、実際その日にいろんな園児の対応について工夫することもあるようなこともありますので、それについて全教師の方でこういうふうに取り組んだらどうかという形で情報交換やっています。

それから、一番大きい仕事、勤務内容としましては、明るく日の保育内容に関するいろんな教材

の準備というんですか、幼稚園に行っていたらわかっていただけるかなと思うんですけれども、幼稚園の場合は遊びを通していろんなことを学んでいくと。その遊びのためのいろんな材料を工夫しながら新たにつくっていくというんですか、それでかなりの時間を割いていることも事実です。

だから、ちょっと目には見えないところもあるんですけれども、教師としての力量を磨いていったり、それから子供にどう返していったらいいか、さらには次の日の教材研究、そういう形で対応していますので、よろしく御理解お願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 私も昭和35年に議員にならしてもらってから、西信地区の保育園、それから幼稚園、これにはずっと参加させてもらってますよ。だから、幼稚園が何してるか、保育園が何してるか、時々お邪魔する場合がありますけれども、大体中身はわかっていますよ。

けど、今答弁なされた、じゃ、きちっとした報告はどないしてるんですか。ただ単に園長に任じて、教育委員会としてのその吸収というんですか、資料を集めてもらって、どこの幼稚園がどういうことをしたというような日報や月報というのはとってるんですか。

それと、もう1点、最近、小学校の校長もおるし、中学校の校長もおるんですけども、そういう管理・監督を絶対せなあきまへんで。最近、ちょっと評判悪いです。校長が例えば外に出て行く。これはもう校長の権限でどこへ行ってるかわかんようなこともありますよ。時々聞きますよ。そういうきちっとした、管理者自身から明確な行動をしないからいろんな問題が起きてくるんです。

だから、この値上げも、私がこれで言いたいのは、幼稚園の場合と小学校の教育の場合と中学校の場合と違うと。先生方は、小学校、中学校は大体夕方まで教える場合、補習時間もありますから目に見えるんですけども、幼稚園の場合は、今私初めて聞いたんですけども、そういう方法で毎日適切にやっていると、こういうことですが、そのチェックをどないしてるんですか。間違ったやり方もやってるかもわからん。本来、教育委員会は

そういうチェック機関としての機能をどう果たしてるんですか。

そらよろしいよ、保育料上げて、きちっとしたことをしてくれるんなら。だけど、ずうっと、うちの場合はあれじゃないですか、何1つ変わったことやってない。

例えば、今、成田議員さんの質問に学校施設の改善とか何とかいう予算も部長の方から答弁ありましたけれども、やっぱりこの発想も変えないと。これは幼稚園ばかりじゃないですよ。小・中学校も役所で決めた予算はこれだけこうですよという連絡はするけれども、例えば中学校の子供たちに対しても、まあ子供に予算つけるというのはどうかと思いますけども、学校が考える、発想することについての教育委員会の予算も考えてあげたらどうですか。

西信中学校は西信中学校、一丘は一丘の学校があるわけですから、その学校の独自性で子供たちやPTAが考えることについて一定の予算をつけてあげると。上からも上意下達でおまえとこは1,000万だと、これ以外ありませんとかいうやり方ではなしに、その地域、その学校がいろんな知恵を出し合って使えるような予算も将来は工夫したらどうですか。子供だから何もよう考えんということではなしに、やっぱり子供の知恵もかることが大事ですよ。私はそういう考え方をってるんですけども、教育委員会としてはいかがですか。

管理・監督をもっとやらないかん。だから、幼稚園でそういうことをしてるんだったら、じゃ、どういう形で集約してるんですか。泉南市内の各幼稚園の行動について、子供たちを帰した後の、1時半と2時半とおっしゃったでしょう。その後の先生方の補習なり学習、自分たちの自己研修とかね。これは夏休みの場合も言えると思うんですけどもね。夏休みで、先生休まれへんでしょう。研修期間とか 今度また冬休みがあるようですけども、それもきちっと学校で管理してるんですか、校長が。ちょっと答弁してください。

副議長（市道浩高君） 中野教育指導部長。

教育指導部長（中野辰弘君） 教員のチェックの仕方というんですか、どういう形で管理してるんかと。それに対しては、平素のこともありますし、



それから長期休業中と、この2つに分けて御答弁ささせていただきます。

長期休業中以外の教師の勤務内容に関しましては、年度当初に年間指導計画、それを出すように要請してます。その中には幼稚園としての教育方針、さらには研修体制、研修内容等、かなり細かい項目を教育委員会の方に上げると、そういう形になってます。

教育委員会としましては、その計画に基づきまして、どの程度達成できてるのかと、その計画どおりいってるのかどうかということで、1つは2学期の中ごろですけれども、幼稚園長に対して直接ヒアリングを実施してます。それから、それ以外に教育委員会の各指導主事が幼稚園に行きまして直接、合同研という名前ですけども、教育内容について直接指導するというんですか、そういう機会も持ってますし、さらには園内研という形で、保育内容について幼稚園担当の指導主事が直接出向いて行きまして保育内容を見せてもらって、さらにそれに対する指導をすると、そういう形で行ってます。

あと、勤務時間等に関しましては、直接的には園長の方で把握すると、そういう形になってますけれども、それがうまく対応しているかどうかについても学務課の方でチェックさせていただきます。

それから、長期休業中の職員の勤務対応に関しましては、研修に行く場合はどういう形で研修するんかと、具体的に研修内容を書いたものを上げていただくと、それから、それ以外、園内での研修に関しましては、月中行事というんですか、月ごとの行事予定の中に入ってきますので、そういう形で把握させていただいている、そういう状況です。

副議長（市道浩高君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） いずれにしても、こういう値上げをするわけですから、単に料金の値上げということ、いろいろ計算すればどこを直さなきゃいかんという、そら金かかるのは当たり前ですよ。けども、これからの就学前の教育というのは、義務教育と同様に、余り御父兄あるいは保護者に負担をかけることはいかがなものだろうかかと僕

は思いますよ。幼稚園ぐらいたでやってあげたらよしいやん、ある意味では。こんななん何千人もおるんやない。全体で550ぐらいでしょう、ある意味では。

だから、公立ができないというなら私学に委託しなさいよ。立派にやってくれますよ、そら。嘱託職員をたくさん使って、それは便法としては大事やけども、そういう人たちには情熱は余りいきません。時間から時間務めたら、バイトやから。えらい失礼な話でっせ。自分の生涯をかけて子供を育てようという本職員、本採用とアルバイトの場合は違いますよ。1つの工場でもそうでんがやな。臨時工と本採用違いまっせ。ボーナスも違うし、諸待遇も違うわけです。

大事なのは、今申し上げましたように、やっぱりきちっと子供たちと地域で触れ合って立派な子供を育てるということが基本ですから、私は一般の工場やあるいはスーパーさんのような形の考えでやってもろてたら困ります。もっともっといろんな知恵を出し合って地域全体が盛り上がっていくという教育方針にすれば、少々料金を上げてても父兄は何も言いませんよ。同じことを100年前も10年前も1年前もやるから、いろいろ不満が出てくるんですよ。もっと発想の転換をしなさいよ。意見にかえときます。

副議長（市道浩高君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

中尾議員。

3番（中尾広城君） 泉南市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場より討論を行います。

泉南市立幼稚園条例の第18条、「7,000円」を「9,000円」に改める内容であります。今、日本全体を見ましても少子・高齢化に向けて急速に進んでいます。日本を挙げて、子育てをしやすいように保育所、幼稚園の充実を行っているところであります。

関連して申し上げます、育児環境の整備充実は国策としても近年挙げて取り組んでいるところであります。類似点の施策を見ても、乳幼児医療の無料化への取り組みや児童手当の拡充、奨学資金

の拡充を見ても、少子化への対策を子供をどう育てやすくするかの環境づくりが第一ととらえ、腐心をしているのが今の社会状況であります。

また、今回の値上げの背景には、受益者負担の適正化による負担率を50%と算出されています。また、園児1人当たりのコストは94万9,380円であり、50%を乗じ、なお受益者負担の適正化による負担計算が示されておりまして、3万2,577円、月の負担による計算を提示してくださっています。また、上限改定率30%を適用され、上げ幅を2,000円とされています。近隣各市を見ましても、堺以南でも最も高い保育料となります。具体には、堺と阪南に次ぐものであります。

そして、この背景には、人件費と経常管理運営費を固定して園児1人当たりのコストが算出されています。私は、改めて人件費を含む経常的管理経費を減らすことから始めなければいけないと考えます。

したがって、今回の値上げは、その上げ幅からしても国策からも賛成するわけにはまいりません。

以上、反対の討論をさせていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

副議長（市道浩高君） 成田議員。

18番（成田政彦君） 議案7号に対する反対討論をします。

今、不況とリストラの中で、市民の生活状況は極めて厳しいものがあります。平成12年から見ると1.8倍ということで、値上げについても極めて大きな値上げと言わなければなりません。

反面、私の質疑でも明らかにしたように、泉南市の幼稚園教育の将来の姿は、その中に特に子供の姿は見ておりません。見えるのは、行政改革という名のもとで赤字をこれほどまでに教育に負担させるかという、こういう姿は見ております。

私は、保育内容の改善、また修繕内容についてもほど遠いものであります。結局は、行革の赤字の負担を父兄負担させるものだけではないでしょうか。

以上のような理由で議案に反対するものであります。

副議長（市道浩高君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（市道浩高君） 起立多数であります。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第33、議案第8号 泉南市立老人集会場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（市道浩高君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市立老人集会場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。老人集会場の効率的な運用を図り、地域における自主活動の活性化に寄与するため、老人集会場の設置目的以外の使用に供する場合の使用料について無料とする改正を行うほか、条例の題名において所要の改正を行うため本条例を提案するものであります。

31ページをお開き願います。改正内容につきましては、条例の題名を「泉南市立老人集会場条例」に改めるとともに、第7条ただし書きの使用料の徴収根拠となる規定を削る改正を行うものであります。

施行期日につきましては平成16年4月1日からとし、使用料を無料とする改正規定の経過措置につきましては、附則第2項に記載のとおりであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（市道浩高君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） これも総務委員会の方で

質疑をさせていただいておりますので、考え方だけ再度お聞かせをいただきたいと思っております。

使用料、手数料の関係からいうと、この条例は相反するものと言わざるを得ないというふうにまず思います。

それで、この老人集会場そのものの設置をした根拠ですね。それと現実に今使用している現状、この差異があると。ですから、そういった意味では、その現状に合わせて条例も変化をさしていくと、そういった趣旨だろうというふうに思います。

それであれば、逆にこういった老人集会場そのものを地域コミュニティという場にあえて変更をすべきだろうというふうに思いますし、その方がかえって整理がつくのではないのかなというふうに思うんですが、これはいろいろ補助の関係であるとか、いろんな制約なりそういった縛りがあるのかわかりませんが、現実に合わせていくなればそういった方が適切ではないのかなというふうに思うんですが、その辺についていかがなんでしょうか。

副議長（市道浩高君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 今回の条例改正の御指摘の点でございますが、もう少し今回の改正の理由、目的につきまして若干御説明させていただきます。

今回、第7条のただし書きで、市長において特別の理由があると認めるときは別に定める使用料を徴収することができる、使用料については施行規則でうたっております。

だから、こういうことで規定されておりますが、この規定につきましては、老人集会場が一部営利目的で使用されることを想定したいいわゆる例外規定であるため、市民が使用を申し込む際に混乱を与えるおそれがございますので、今回の改正によりこのただし書きの例外規定を削除し、老人集会場の本来の使用目的に使用を限定することとさせていただいております。

ただし、運用面におきましては、老人集会場の使用範囲を住民にわかりやすくし、また適切に管理を行うため、新たに管理運営要綱を定めることとしてございます。その中で、御指摘の使用範囲につきましては、老人福祉の向上や地域コミュニ

ティの育成の観点に限定するとともに、あわせて営利目的の利用を認めないこととさせていただくと、こういうことで明確化させていただくことになってございますので、よろしく申し上げます。

副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 1回でやめようと思ったんですが、今のお答えですと、使用することを限定するんですね。例えば老人福祉であるとか、今おっしゃられました地域コミュニティに関する部分での使用を認めると。それはもう無料でいくんだということなんですよ。

そうすると、今まで老人集会場そのものの使用は、今披瀝がありましたように、営利の目的もお貸しをしてたということになってきますよね。ほかにも使い方、今言われました老人福祉に関することや、区長を初めそれぞれのその地域のコミュニティですね。一番使いやすい場所にありますが、その場所を利用しているんな地域のこの話し合いなり会合なりいろんな催し物をこれまでされてきたと思うんですけども、それ以外でもお使いになってきたと、使ってたということになるんですが、それをここでこうはっきり言われますと、逆にその運用そのものがおかしかったらと思うし、もともとの老人集会場という設置目的から大きく逸脱をしてたことをあえてこの本会議場で認めるということになるのではないのかなというふうに思うんです。

それで、私がお聞きをしたかったのは、やろうとしていることについては別にそれでいいんですが、その老人集会場という名前のもとで進めるとやっぱりいろんな問題があるのではないのかな。それであれば、もしその老人集会場という名前を取っ払われるのであれば、何々地区のコミュニティセンターというような位置づけの方がかえっていいのかなというふうに思ったんですが、そこらあたりについてはどうなのか、お聞かせください。

副議長（市道浩高君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 条例に従ってこれまで管理・運営を各自治会、区長を中心に自主的な管理をお願いしておったわけですけども、有料とするという点につきましては、

現に2カ所、約3万円程度、毎年有料としての収入がございます。毎年3万円程度でございますが、使用の範囲を4条でうたっておるんですけども、地区老人クラブの集会に使用する場合、あるいは老人福祉の増進を図るための自主活動の場を使用する場合という2点に続いて、3点目にその他市長が適当と認めた場合、4条、これを要綱できちっと、コミュニティ活動も1つとして使用できるということを明確に今回要綱でさしていただきたい。

だから、できるだけその区あるいは自治会等いわゆる商売以外にはかなり拡大した御利用をしていただけると。例えば、区の集会あるいは青年団、婦人会、いろいろ使われると思うんですけども、だから8月に実態調査したわけですけども、既に自主的にそういう例えばコミュニティの関係で使用されておる実態も調査で出ております。だから、実態に即した改正をして、明確に地元安心して使っていただけるということで考えておりますので、よろしく願います。

副議長（市道浩高君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） ごめんなさい。これ、ほんまに1回だけでやめようと思ったんですけど、僕が聞いていることにちょっと答えていただけてないんで。

もう難しいことを言うつもりはさらさらなかったんです。ただ、老人集会場という設置目的からすると、やっぱり現状と合わない。だから、条例変更してると思うんですよ。そこらがちょっと違うんかわかりませんが、私は現実はそのうだと思うんですよ。

だって、老人集会場の設置と現実に使っている内容から見れば、全然意味のない使われ方をされてるはずなんです。されてるでしょう。まずそのことをやっぱりきちっと把握をした中でこれが出てきていると思うんで、ただ言われているような老人福祉であるとか地域コミ、商売関係どうのこうのということ、その商売だけをオフにするわけではないんでしょ。使い方では、いろんな使われ方してますやんか。例えば、政治的な利用のされ方もしてるでしょう。そこを利用してやられてますよね。そこで個人的な政治の利用をしてい

る場合もあるわけでしょう。

それは、まさに老人集会場の設置目的からすれば合っていないと思うんですよ。だけど、地域的ないろんな事情の中で現実としてそういった使われ方をしてるんで、それはそれで認めようということでのこの改正になっている、それが背景にあるというふうに思うんです。

それであれば、一番私が聞きたいのは、いろんな意味で老人集会場というような1つの枠組みの中で制約もあるかもわかりませんが、あえて名前を取っ払って地域コミという形で変更した方が説明もつくし、整理がしやすいんじゃないのかという点について、これで3回聞くんですが、まだ2回答えていただけてない。私が一番聞きたいのはそこなんで、その部分についてどうなのかですね。私自身もしっかり勉強してなくて質問して申しわけないんですが、その辺お示しをいただきたいなと思います。

副議長（市道浩高君） 神田助役。

助役（神田経治君） 今回の条例改正につきまして行革の観点からも整理をいたしましたので、位置づけ等につきまして私の方から御答弁をさせていただきます。

1つは、今回の条例改正の議論をいたしますときに、基本的に地元自主管理というような形でできないのかというようなことも検討をいたしました。そういう中で、1つはやはり起債あるいは補助金等が入っているという中で、今議員御指摘のコミュニティセンターというような名称変更というのが現実問題としてなかなか難しいというものがございました。

それと、平成15年の9月に地方自治法の244条の2が改正施行されまして、これまで公の施設の管理については、いわゆる地方公共団体あるいは公共的団体に限って委託できるという規定であったんですけども、もう少し範囲を広くということで指定管理者制度というのが導入をされております。こういう制度になれば、例えば地元の区とか自治会に、もちろん条例でそういう相手先を規定しないとイケませんけれども、そういう方法も1つ開けてきたという実態にはあります。

したがって、そういう財源の議論とそ

う制度改正があったということで、少し中長期にわたってこれは検討させていただきたいなというふうに思っております、基本的に今でも一定自主管理という形でお使いをいただいているのが多くの実態でございますので、そういうものを具体的に、そういう地方自治法の改正等があった中で変更していく、あるいはもちろん地元の区、自治会の意向というのもございますけども、変えていくということも今後研究していかなければならない課題であるというふうに思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） ほかに。 井原議員。

1番（井原正太郎君） ちょっと私も理解に苦しむところがありますので、簡単に質問させていただきます。

この7条のただし書き、これを削除することによって、この7条の頭にある老人集会場の使用は無料とすると、この部分の解釈と、それから大変失礼なんですけど、わかりやすい例えでちょっと二、三例を挙げていただいて説明をいただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 楠本健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 今回、7条のただし書きを削除することによりまして、本来の基本的に使用料は無料とするということになります。だから、第4条でも老人クラブあるいは老人の福祉の増進とか、そういう場合に使用できると。ただし、3点目にその他市長が云々というくだりがございます。

だから、今回、具体的に申し上げますと、無料にした上で、先ほども言いましたように、例えば地域コミュニティの活動の場として、青年団、婦人会、そういう団体に、やはり明確に要綱でうたうんですけども、そういう方にも明らかにした上で使用していただくと。したがって、無料として、今まで年に3万程度入ってきておったんですけども、営利団体については御遠慮をしていただくという内容にしていますので、だから実態に即した内容に整理させていただくということでございますので、よろしく願います。

副議長（市道浩高君） 井原議員。

1番（井原正太郎君） じゃ、目的にかなった場合は、いわゆる原則 原則というんですか、これはもう無料でいいですよということでもいいということですね。それと、営利を目的とした使用は、今までは一定の許可もあったというふうなことで、全くこれは許しませんよということの理解でよろしいのでしょうか。

副議長（市道浩高君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 御指摘のとおりでございます、老人以外にコミュニティのそういう活動にも、現状に照らして無料とさせていただくと。いわゆる営利目的に集会場を使用する場合はだめですよ。遠慮していただくということの改正でございますので、よろしく。

副議長（市道浩高君） 巴里議員。

2番（巴里英一君） 老人集会場設置並びに管理条例の7条の削除ということの提案だと。この削除の内容、先ほども真砂議員のときに説明ありましたが、使用料は無料とすると。ただし、市長において特別の理由があると認められたとき、別に定める使用料を徴収することができるということを書いてあります。その場合は、どういった場合が使用料を徴収することができるのか、それは何なのかというのが1点ですね。

そして、先ほどの話を聞いている限りでは、いわゆる管理条例、これを削除することで地元へ委託のような表現だったと思うんです。委託云々で管理等をお任せするということの表現だと思うんですが、それはそうなのかということですね。

その中にも出てきてあやふやなのかなと思うんですが、使用料、いわゆる使用する部分については、地元の者は徴収することができるわけですか。管理させた相手が徴収できるんですね。使用料だから、することができるんですね。任した限りは、そこは自由な裁量権ですね。そのことが3点目。

それで、先ほど部長答えてましたように、管理運営要綱を別に定めると。これ論議するときに、管理運営要綱なしに論議できるんかという問題が別にあるんですよ。どういうふうに僕が質問する

今、質疑なんですね。質疑するのに、どの部分がどうなのかちょっとわからないので、一遍運営要綱を示していただけませんか。それ4点目。

使用する場合、公共性のある団体についてはどうなのかということと非公共性を持つ団体、つまり商売ですな、会社、個人問わず。権利、利権、いわゆる利益を生む団体及び個人が使用する場合は、それは徴収することがそこで可能だということの理解でいいんですね。

それで、これ1つあるのは、申し上げますと、例えば冠婚葬祭というのがありますよね。特に葬。この場合は、いわゆる喪主をされる方々は別に営利でも何でもない。しかし、そこに入る団体は営利ですよ。営利ですよ。このことに対して何らの問題もないのかということがあるので、それは1つの例ですよ。

それで、現在まで樽井公民館以外の各公民館、関係する市が管理する、市長が許認可できる公的施設、公民館もそうだし他のところもあると思えますけれども、そういった場合、今まで一切使用料徴収をしてないということなのか、あるいはあると。あるとしたら、その領収書の控えは収入役のところへ入ってると思うんですが。実態は、市に入らなきゃならないものを、そこがどこかが入っているということがあるのかなのか、この実態がどうなのかということを一覧表にして出しているだけませんか。

以上。

副議長（市道浩高君） 楠本健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 7点ほど御質問があったわけですが、1点目のどういう場合に使用料徴収ができるのかと。現行条例のただし書き部分でございますが、本来の目的は、いわゆる老人福祉の施設として整備してきたという状況の中で、このただし書きを設けているのは、大きくはその目的の概念を壊さないで、例えば1つ例を示しますと、営利目的に利用されるという一種のそういうことを想定した中で、いわゆるただし書きで施行規則で定めてる使用料をいただくことにしておると、我々そういうように解釈しております。

だから、老人福祉というのは大きな柱であったと。いわゆる補助事業で整備してきたこれまでの経過の中で、一定の例外的なただし書きでしてね。（巴里英一君「そんなん、言うてへん」と呼ぶ）

使用料は徴収できるかということですので、例外規定でございまして、そういうケースがあり得るということでございます。

それと、地元区等に管理を委託するのかということでございますが、これにつきましては、これまで区等に自主管理をお願いしてきた経過がございますし、変えるつもりはございません。だから、区長に委託をしていくということにしております。

それと、地元にならしたら自由にされるんじゃないかと、使用料の観点で御指摘あったわけですけども、あとの冠婚葬祭にも関係してくるんですけども、我々としましては、葬祭とか活動における地元自治会におけるいわゆる金銭のやりとりの指摘だと思うんですけども……（巴里英一君「そんなん関係ない。喪主やったらそんなもん、会社と関係ないで」と呼ぶ）。

副議長（市道浩高君） そういうことと違うよ。

営利を目的としてということ言うてる。

健康福祉部長兼福祉事務所長（楠本 勇君） 失礼しました。いわゆる営利を目的として、葬儀も範疇に入るんじゃないかということだと思うんですけども、これにつきましては、現状を見たら、26のうち実態は15カ所、調査の結果出てます。煮炊き等を入れますと19カ所ぐらい利用されてるということもございまして、区等に自主管理をお願いしている地元自治会におきまして、この問題につきましては使用料以外の範疇で管理運営活動を行うに当たっての地元住民と自治会とが自主的にルールとして取り決めている中でのことと我々解釈しておりますので、それについては関与するべきではないというふうに我々考えております。自主的な取り決めであるという……。

副議長（市道浩高君） 巴里議員。

22番（巴里英一君） 答弁として皆さんお聞きになって、答えられてるんかどうかなんですよ。関与してないとか、徴収してない、それはどういう理由なのかと、また聞かなきゃならないんですよ、その場合は。

私は、条例改正するには改正する理由があるわけですから。でしょ。あなた、先ほど真砂議員のときに答弁でやりましたから、それはあるんだっ

たら出してくださいと言うてる1つでしょう。

で、今までずっと使ってるでしょ。それ徴収してるわけでしょう。使用料徴収してるわけや。その徴収した経費は、お金はどこへ行ったんですか。収入役に入ったんですかということを知っているんです。入ったんだったら入ったで、きちっとした書類が出てははずなんですよ。それが入ってなかってどこかへ行ってるとしたら、これ管理してる側に問題があるんです、今度は。だから、そののところをはっきりさしてもらえませんかと聞いてるんです。

それで、もっと前段で聞いたのは、委託先はそうやってきたら、先ほど言うたように、例えば冠婚葬祭を含めたそういうもんが絡んできたら、それは関係ないんですよと、あなた今の言い方しましたやん。それ違うでしょう。利益を生むものに対して、今の段階はまだやらなきゃならない。それは一定の規定しなきゃならないというのは、別に要綱の中でも定めるならいいですよ、まだ。そのこともまだおっしゃってない。明確に出してください言うたやつは、出すとも言わないし、何とも言わないし、答弁として整合性がないまま何かこう答えてはるんです。それでいいのかなんです。だから、資料出してください言うてるやつがどうなるのか。資料2つですよ。

それで議長、まだストップしてません。これ、どうしますん。だから、徴収は市がしなきゃならないんでしょうが。法的なものを徴収 あいびあはそうでしょう。領収書もらいますよ、僕ら借りたら。それ全部市の収入役のどこへ行ってはるはずなんですよ。収入役、行ってますやろ。じゃ、収入役答えて、それ。(成田政彦君「議事進行」と呼ぶ)

副議長(市道浩高君) 暫時休憩。

午後 5時32分 休憩

午後10時33分 流会(会期切れによる自然閉会)

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会副議長 市道浩高

大阪府泉南市議会議員 松本雪美

大阪府泉南市議会議員 稲留照雄